

河南町障がい福祉計画

(第3期計画)

平成24年3月

河南町

目次

第1章 計画の 基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の性格.....	5
3. 計画の位置付け・計画の期間.....	6
4. 計画の策定体制.....	7
5. 障がい者手帳所持者の推移.....	8
第2章 第2期計画における サービス提供状況.....	9
1. 第2期計画の進捗状況の評価.....	10
2. 障がい福祉サービスの実施状況.....	12
3. 地域生活支援事業の提供状況.....	20
4. アンケート調査結果（概要）.....	26
第3章 計画の基本方針.....	54
1. 基本方針.....	55
2. 平成26年度の目標値の設定.....	57
第4章 障がい福祉サービスの 見込み量.....	59
1. サービス見込み量の設定.....	60
2. 訪問系サービス.....	61
3. 日中活動系サービス.....	63
4. 居住系サービス.....	69
第5章 地域生活支援事業.....	74
1. 地域生活支援事業.....	75
2. 必須事業.....	76

3. 任意事業.....	81
第6章 地域での自立した生活に向けた支援の充実.....	84
1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知.....	85
2. サービス基盤の整備と質の確保.....	85
3. 情報提供・相談体制の充実.....	87
4. 地域支援体制の整備.....	88
5. 就労支援の充実.....	89
6. 虐待防止への取り組み.....	89
第7章 計画の推進体制.....	90
1. 庁内における計画の推進.....	91
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携.....	91
3. 近隣市町村との連携による事業の推進.....	91
4. 国・大阪府との連携.....	91
資料編.....	92
1. 河南町障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	93
2. 河南町障がい福祉計画（第3期）策定委員名簿.....	94



第1章
計画の
基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

1-1 国の動向

国の障がい保健福祉施策においては、平成 14 年 12 月に国の障がい者施策の基本的方向を定めた新たな「障害者基本計画（平成 15 年度～24 年度）」及び重点的に実施する施策やその達成目標を定めた「重点施策実施5か年計画（前期：平成 15～19 年度、後期：平成 20～24 年度）」が策定され、障がいのある人の自立と社会参加に向けた施策の一層の推進が図られることとなりました。

また、平成 22 年 1 月に、障がい者制度改革推進会議が新たに設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法の整備として、障害者基本法の改正や、障害者差別禁止法の制定、さらに、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、障がい者施策全般について見直しが進められています。

1-2 福祉制度

福祉サービスにおいては、平成 15 年度から、従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。平成 18 年 4 月には、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が施行されています。

この法が制定された背景には、支援費制度の開始に伴うサービス量の増加による公的負担の増大や、支援費制度では精神障がいのある人が対象から除外されていること、地域生活への移行、就労支援などの新たな課題への対応が必要となったことにあります。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについて様々な意見があり、これまで政省令の改正が繰り返し実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たな法律として、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定などが予定されております。また、平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法が改正され、「障がい保健福祉施策」を見直すまでに早急に対応を要する事項が定められています。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要(平成22年12月)

- ①利用者負担の見直し(平成24年4月1日までの政令で定める日から施行)
 - －利用者負担について、応能負担を原則に
 - －障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ②障がい者の範囲及び障がい程度区分の見直し(平成22年12月10日施行)
 - －発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化
 - －障がい程度区分の名称と定義の見直し(※障がい程度区分そのものについても障がいの多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)
- ③相談支援の充実(平成24年4月1日施行)
 - －相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
 - －支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ④障がい児支援の強化(平成24年4月1日施行)
 - －児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障がい種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど)
 - －放課後型のデイサービス等の充実
- ⑤地域における自立した生活のための支援の充実(平成23年10月1日施行)
 - －グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - －重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)
 - (その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

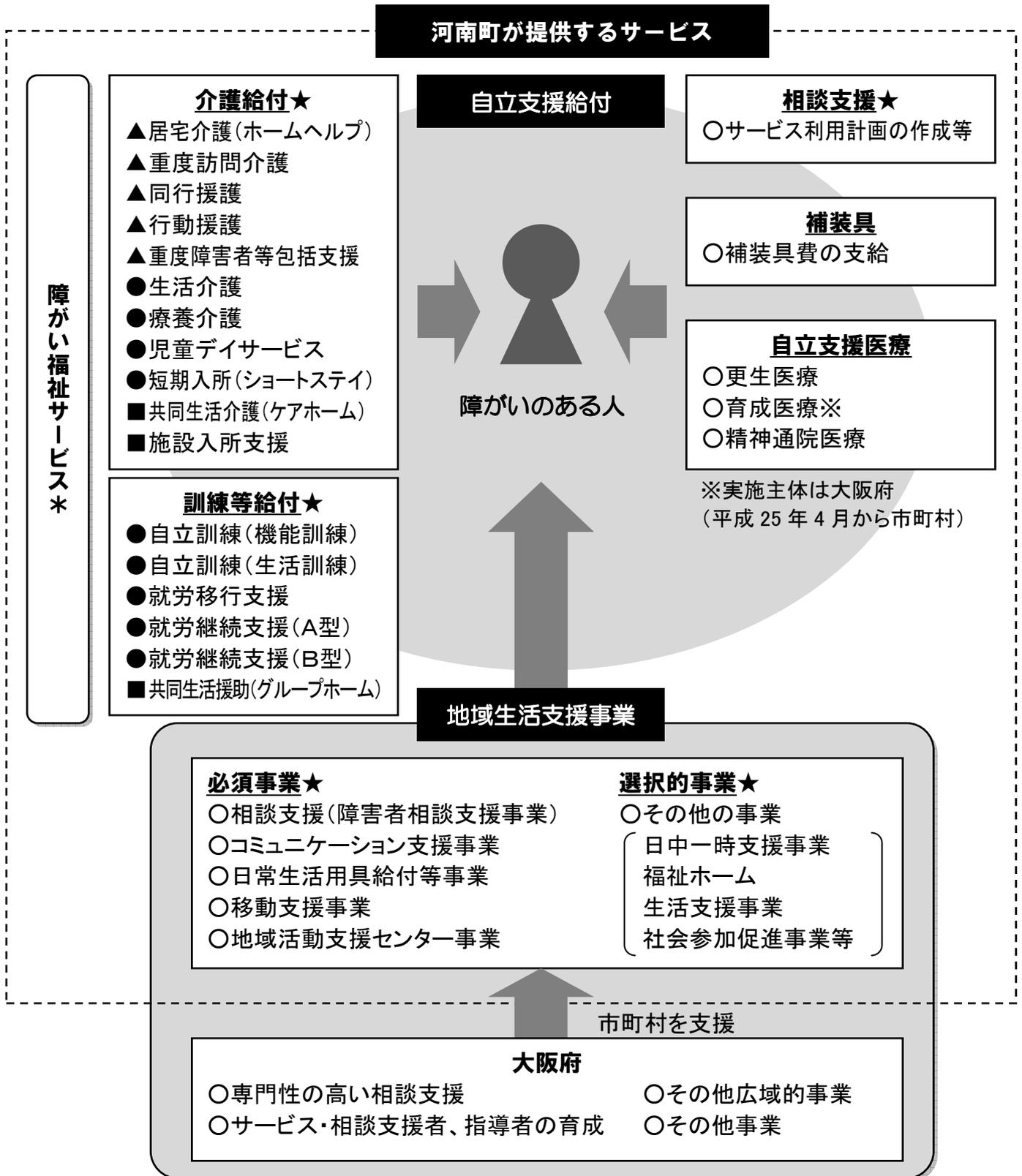
1-3 「河南町障がい福祉計画(第1期計画、第2期計画)」

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などサービスを一元的に提供する制度となりました。

本町では、障害者自立支援法に基づく「河南町障害福祉計画(第1期計画)」を策定し、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、障がいのある人の基本的人権を保障する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成20年度には、平成21年度から23年度までの3か年を計画期間とする「河南町障がい福祉計画(第2期計画)」を策定しました。

■障害者自立支援法に基づくサービス体系



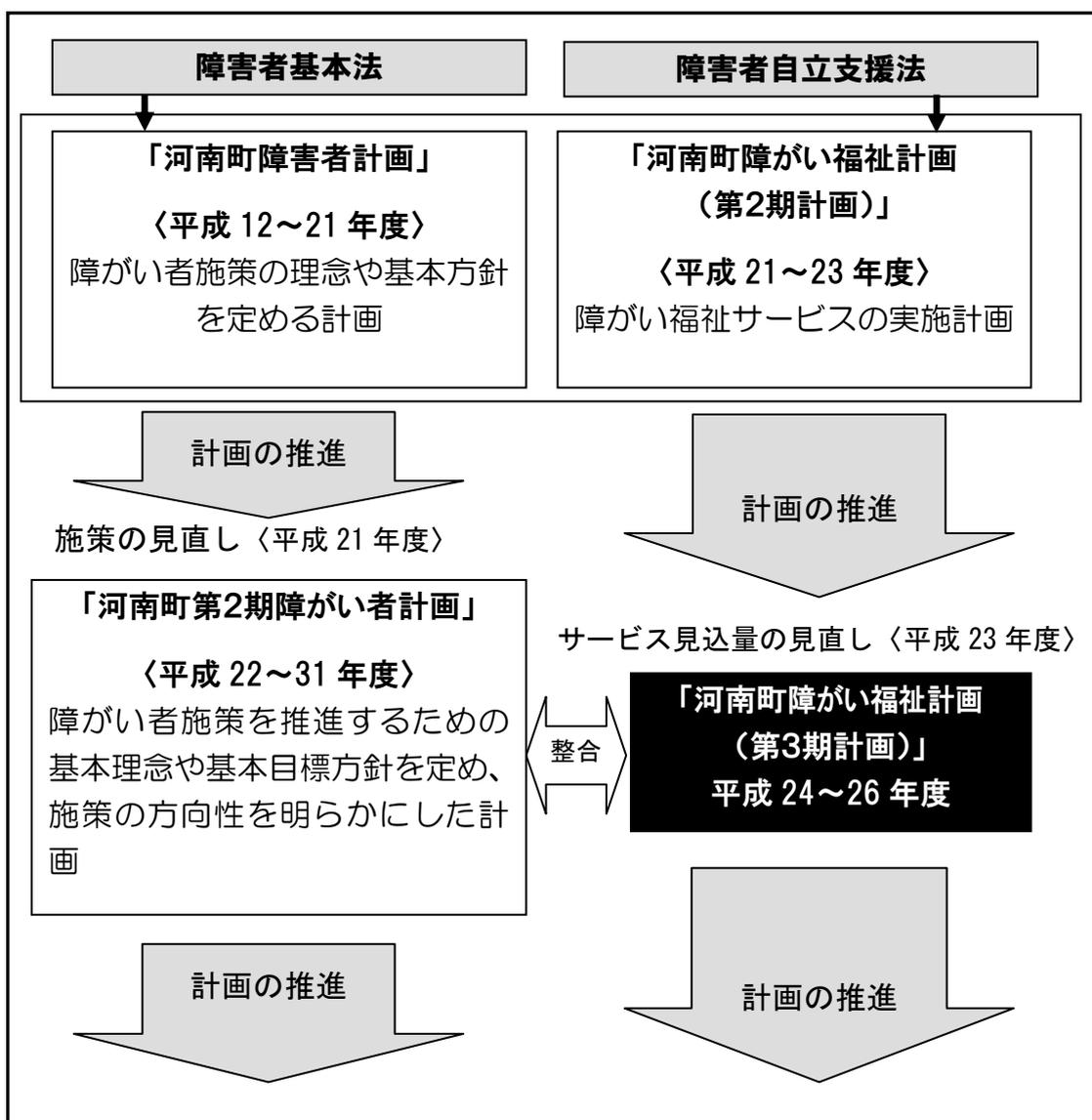
* 障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

* 障がい福祉サービスの頭の記号の意味・・・▲: 訪問系サービス ●: 日中活動系サービス ■: 居住系サービス

* ★はこの計画に関連するサービス

2. 計画の性格

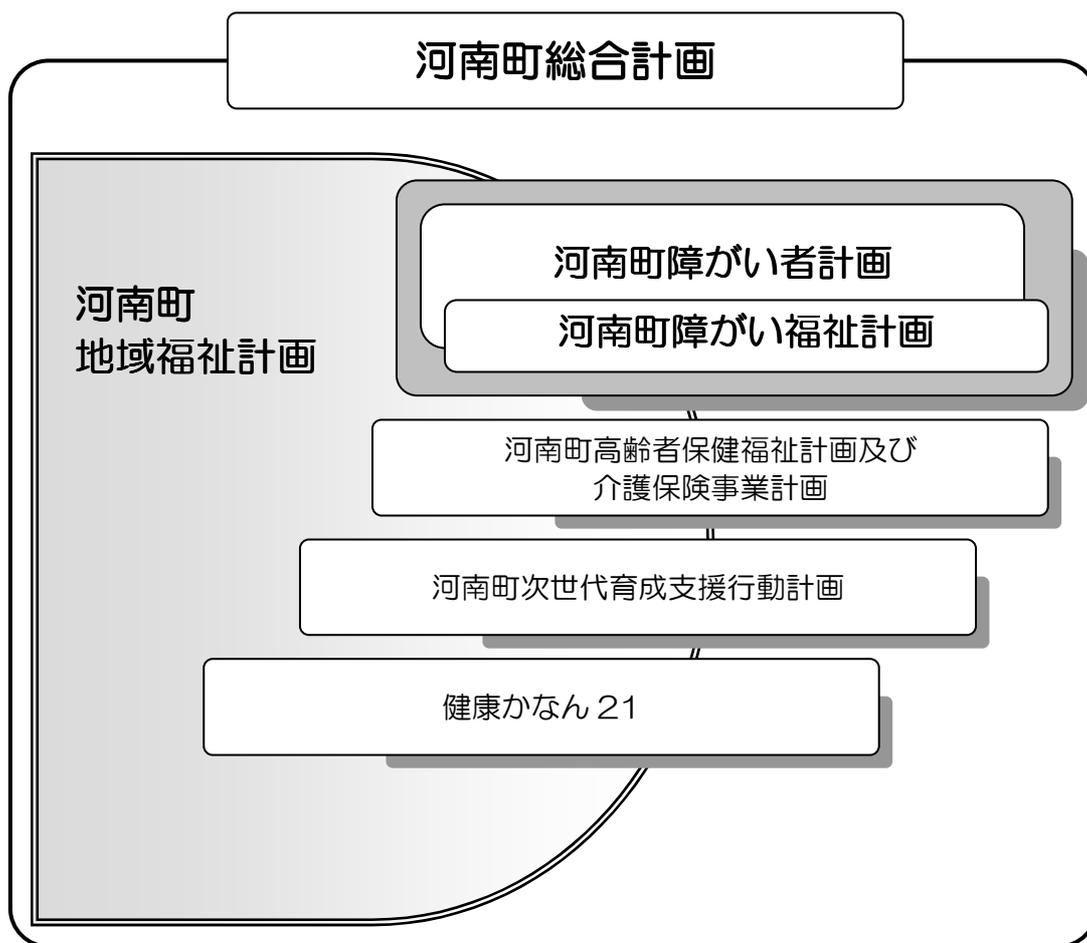
本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「河南町障がい者計画」等の関連計画と調和が保たれたものとしします。



3. 計画の位置付け・計画の期間

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、平成 26 年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスについて平成 24 年度から平成 26 年度までにおける必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

本計画は、上位計画にあたる「第四次河南町総合計画」をはじめ、「河南町地域福祉計画」「河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「河南町次世代育成支援行動計画」、「健康かなん 21」などの福祉・健康、教育分野の関連計画との整合を図っています。



4. 計画の策定体制

4-1 障がいのある人等の参加と意向把握

計画の策定にあたり、障がい者手帳所持者を対象としたアンケート調査等を通して障がいのある人のニーズ等も把握しました。

また、障がい者関係団体や関係行政機関、相談支援事業所等からなる「河南町障がい福祉計画策定委員会」において内容の検討を行いました。

4-2 パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、事前にその内容を公表して、町民のみなさんからご意見等を募集し、提出されたご意見を考慮して計画等の意思決定を行うため、「河南町障がい福祉計画（第3期計画、見直し素案）」について、平成24年2月22日から3月9日まで、町ホームページに掲載するなどパブリックコメントを実施しました。

5. 障がい者手帳所持者の推移

5-1 身体障がい者手帳所持者の推移

平成19年 665人、平成20年 681人、平成21年 687人
平成22年 716人、平成23年 741人

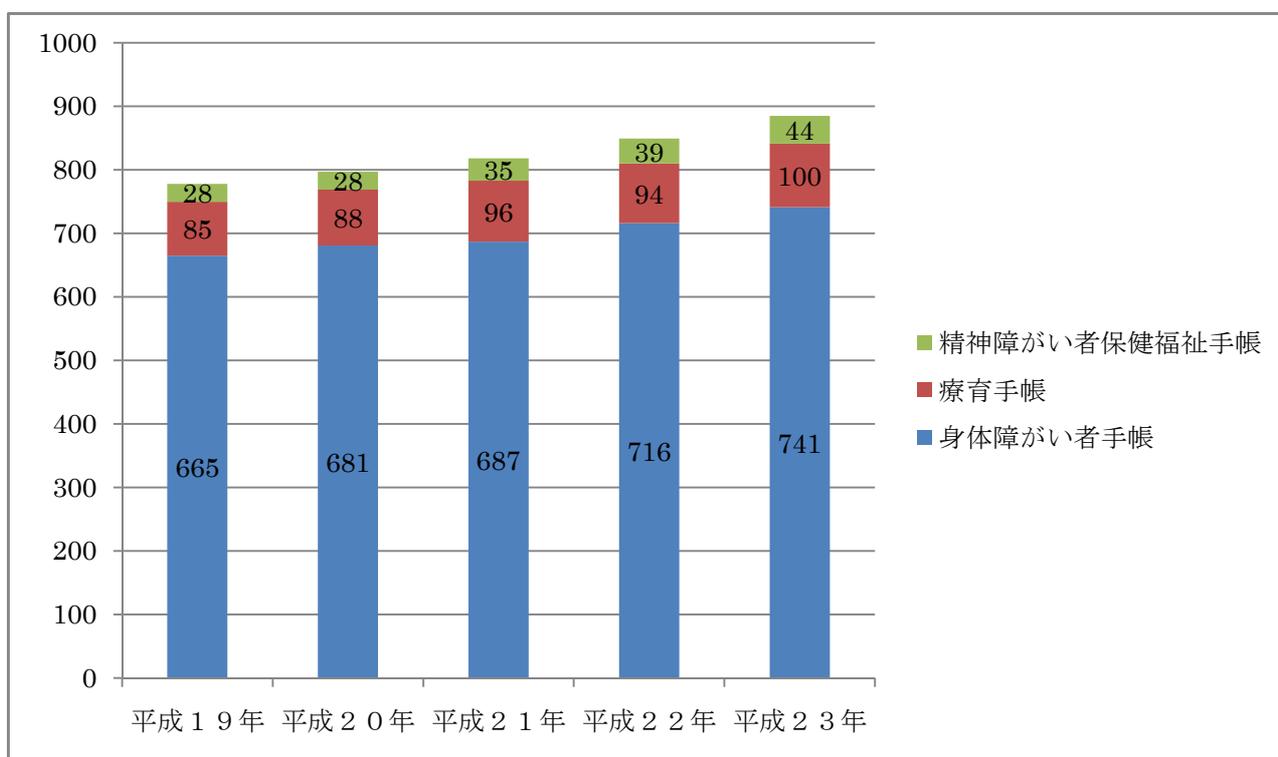
5-2 療育手帳所持者の推移

平成19年 85人、平成20年 88人、平成21年 96人
平成22年 94人、平成23年 100人

5-3 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

平成19年 28人、平成20年 28人、平成21年 35人
平成22年 39人、平成23年 44人

各年3月31日現在



第2章

第2期計画における サービス提供状況

1. 第2期計画の進捗状況の評価

1-1 数値目標の達成状況

① 施設入所者の地域生活への移行

第2期計画の目標値を受け、平成22年度現在の実績は、入所施設の入所者は12人、基準年から削減数は2人、地域移行数は4人となっています。

■施設入所の地域生活への移行者数

項目	第2期計画		実績
	平成17年10月(基準)	平成23年度末目標	平成22年度
	入所者数	14	11
削減数	-	3	2
地域移行数	-	3	4

【現状と課題】

平成23年度現在、河南町における入所施設の入所者は10人、削減数は4人、地域移行数は6人となっています。

府の計画と整合性を取りながら、実情に応じた目標値を設定し、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を促進する必要があります。

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

第2期計画の目標値を受けた、平成22年度までの入院中の精神障がい者の地域移行実績は3人です。

■入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数

項目	第2期計画	実績
	平成23年度末目標	平成22年度
減少数	5	3

【現状と課題】

平成22年度までの入院中の精神障がい者の地域移行実績(減少数)は、3人となっており、第2期計画値に対しても下回っています。

③ 福祉施設から一般就労への移行

平成 22 年度現在、福祉施設から一般就労への移行実績はありません。

■福祉施設から一般就労への移行者数

項目	第2期計画	実績
	平成23年度末目標	平成22年度
一般就労移行者数	4	0

【現状と課題】

平成 22 年度の河南町における福祉施設から一般就労への移行実績は0人となっています。

2. 障がい福祉サービスの実施状況

2-1 訪問系サービス及び短期入所

① 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援)

訪問系サービスは、平成21年度では214時間分、平成22年度では321時間分、平成23年度見込みは352時間分と増加傾向となっておりますが、第2期計画値を下回っています。計画を下回った原因としては、一人あたりの利用時間を60時間見込んでいたところ実績では、一人あたりの利用時間が30時間となったため、第2期計画を下回った考えられます。

■ 訪問系サービスの実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	205時間分	352時間分	505時間分
	実績	214時間分	321時間分	352時間分
	達成率	104.4%	91.2%	69.7%

② 短期入所(ショートステイ)

短期入所(ショートステイ)の実績は、平成21年度が18人日分、平成22年度が33人日分、平成23年度見込みは32人日分です。第2期計画値を達成しています。

■ 短期入所(ショートステイ)の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	20人日分	25人日分	30人日分
	実績	18人日分	33人日分	32人日分
	達成率	90.0%	132.0%	106.7%

2-2 日中活動系サービス

① 生活介護

生活介護は、平成21年度で116人日分、平成22年度で257人日分、平成23年度見込みは347人日分となり、毎年増加していますが、計画より下回っています。計画を下回った原因としては、各事業所の新体系が想定よりも緩やかであったためだと考えられます。

■生活介護の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	194人日分	286人日分	396人日分
	実績	116人日分	257人日分	347人日分
	達成率	59.8%	89.9%	87.6%

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

利用日数では、平成21年度32人日分、平成22年度24人日分、平成23年度見込み12人日分となっており毎年減少しています。また第2期計画値に対しても下回っています。計画を下回った原因としては、各事業所の新体系が想定よりも緩やかであったために、サービス利用につなぐことができなかつたためと考えられます。

■自立訓練(機能訓練・生活訓練)の実施状況(通所系)

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	22人日分	44人日分	88人日分
	実績	32人日分	24人日分	12人日分
	達成率	145.5%	54.5%	13.6%

③ 就労移行支援

就労移行支援は、平成21年度8人日分、平成22年度16人日分、平成23年度見込み41人日分となっており、毎年増加していますが、第2期計画値に対しては下回っています。計画を下回った原因としては、各事業所の新体系が想定よりも緩やかであったために、サービス利用につなぐことができなかったためと考えられます。

■就労移行支援の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	0人日分	22人日分	66人日分
	実績	8人日分	16人日分	41人日分
	達成率	800.0%	72.7%	62.1%

④ 就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、計画期間中の利用実績はありませんでした。サービス利用が伸びない理由として、事業所の移行が進んでいないことが考えられます。計画を下回った原因としては、各事業所の新体系が想定よりも緩やかであったために、サービス利用につなぐことができなかったためと考えられます。

■就労継続支援(A型)の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	0人日分	22人日分	88人日分
	実績	0人日分	0人日分	0人日分
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

⑤ 就労継続支援(B型)

就労継続支援（B型）は、平成21年度0人日分、平成22年度4人日分、平成23年度見込み24人日分となっており、毎年増加していますが、第2期計画値に対しては下回っています。計画を下回った原因としては、各事業所の新体系が想定よりも緩やかであったために、サービス利用につなぐことができなかったためと考えられます。

■就労継続支援(B型)の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計 画	0人日分	22人日分	66人日分
	実 績	0人日分	4人日分	24人日分
	達成率	100.0%	18.2%	36.4%

⑥ 療養介護

療養介護は、事業所の整備状況等により、実績はありません。このサービスは平成23年度まで対象者がいなかったため、第2期計画を下回りました。

■療養介護の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計 画	0人分	0人分	1人分
	実 績	0人分	0人分	0人分
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

⑦ 児童デイサービス

児童デイサービスは、本町にサービス提供事業所はないが、平成21年度15人日分、平成22年度18人日分、平成23年度見込27人日分と増加していますが、第2期計画値に対しては下回っています。第1期計画時の実績数値が大幅に飛躍し、第2期計画も引き続き飛躍を見込んでいたが、想定以上の飛躍が見らなかったため、第2期計画を下回りました。

■児童デイサービスの実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計 画	40人日分	40人日分	50人日分
	実 績	15人日分	18人日分	27人日分
	達成率	37.5%	45.0%	54.0%

2-3 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

利用人数では、平成21年度5人分、平成22年度6人分、平成23年度見込み6人分と、ほぼ横ばいの状態がつづいています。第2期計画を下回った理由としては、国や府が推進している地域移行・地域定着が本町では想定した以上進まなかったためだと考えられます。

■共同生活援助・共同生活介護の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	4人分	7人分	9人分
	実績	5人分	6人分	6人分
	達成率	125.0%	85.7%	66.7%

② 施設入所支援

利用人数では、平成21年度2人分、平成22年度9人分、平成23年度見込み10人分となっており、毎年増加していますが、これは施設の旧体系から新体系に移行した結果の増となります。

■施設入所支援の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	4人分	7人分	13人分
	実績	2人分	9人分	10人分
	達成率	50.0%	128.6%	76.9%

③ 旧法施設入所

平成24年3月までに新体系に移行するといった経過措置が設けられている旧法施設であり、更生施設（入所 身体・知的）、授産施設（入所 身体・知的・精神）、福祉ホーム（身体・知的・精神）、療護施設（身体）、通勤寮（知的）、が居住系サービスの対象となっています。

■施設入所支援の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	8人分	8人分	0人分
	実績	8人分	3人分	0人分
	達成率	100.0%	37.5%	100.0%

2-4 相談支援(サービス利用計画作成)

相談支援（サービス利用計画作成）は、計画期間中の利用実績がありませんでした。サービス利用が伸びない理由として、このサービスの情報不足が原因だと考えられ、今後平成24年度からは、障がい福祉サービスを受けられる障がい者の方一人ひとりにサービス利用計画が必要になります。

■相談支援の実施情報

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	1人分	6人分	16人分
	実績	0人分	0人分	0人分
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

3. 地域生活支援事業の提供状況

3-1 相談支援事業

① 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者相談支援・地域自立支援協議会・成年後見人制度利用支援ともに計画通り進んでいます。

■相談支援事業の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
相談支援	障害者 相談支援	計画	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
		実績	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
		達成率	100%	100%	100%
	地域自立支援 協議会	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
	成年後見制度利用支援	計画	有	有	有
実施体制		有	有	有	
利用件数		0	0	0	

3-2 コミュニケーション支援事業

① コミュニケーション支援事業

手帳所持者数を計画値として策定することになっており、聴覚言語障がい者の方は増加していますが、視覚障がい者の方は減少しています。

手話通訳者派遣事業については、平成21年度3人分/年、平成22年度2人分/年、平成23年度見込み3人分/年とほぼ計画どおりとなっています。

■コミュニケーション支援事業の実施状況

第2期計画			平成21年度	平成22年度	平成23年度
手帳所持者数	聴覚言語障がい	計画	57人/年	58人/年	59人/年
		実績	53人/年	53人/年	57人/年
		達成率	93.0%	91.4%	96.6%
	視覚障がい	計画	43人/年	44人/年	44人/年
		実績	41人/年	39人/年	36人/年
		達成率	95.3%	88.6%	81.8%
実施状況	手話通訳者派遣事業	計画	2人分/年	3人分/年	3人分/年
		実績	3人分/年	2人分/年	3人分/年
		達成率	95.3%	66.7%	100.0%
	要約筆記者派遣事業	計画	0人分/年	0人分/年	0人分/年
		実績	0人分/年	0人分/年	0人分/年
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	手話通訳者設置事業	計画	0人分/年	0人分/年	0人分/年
		実績	0人分/年	0人分/年	0人分/年
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

3-3 日常生活用具給付等事業

① 日常生活用具給付支援事業

日常生活用具給付事業は、「排泄管理支援用具」の実績だけが毎年計画値を上回っています。

■日常生活用具給付事業の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	計画	3件	3件	3件
	実績	1件	1件	4件
	達成率	33.3%	33.3%	133.3%
自立生活支援用具	計画	2件	2件	2件
	実績	10件	1件	2件
	達成率	500.0%	50.0%	100.0%
在宅療養等支援用具	計画	3件	3件	3件
	実績	0件	2件	2件
	達成率	0.0%	66.7%	66.6%
情報・意思疎通支援用具	計画	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	1件
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%
排泄管理支援用具	計画	306件	312件	312件
	実績	378件	380件	372件
	達成率	123.5%	121.8%	119.2%
住宅改修費	計画	3件	3件	3件
	実績	2件	1件	1件
	達成率	66.7%	33.3%	33.3%

3-4 移動支援事業

① 移動支援事業

移動支援事業は、利用人数、利用時間共に平成21年度からは、ほぼ横ばい状態になっており、第2期計画値を下回っています。第2期計画の数値を下回った理由としては、現在町の支給決定量は計画値を上回っていますが、実情として通所施設等の日中活動サービスを利用されていて、社会参加や余暇活動にかかる移動支援の利用を減少していると考えられます。

■移動支援事業の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	14人	20人	24人
	実績	11人	12人	12人
	達成率	78.5%	60.0%	50.0%
	計画	2,866時間	4,012時間	5,620時間
	実績	2,309時間	2,112時間	2,412時間
	達成率	80.6%	52.6%	42.9%

3-5 地域活動支援センター

① 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、ほぼ見込み通りの実績になっています。

■ 地域活動支援センター事業の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
基礎的事業	計 画	1箇所	2箇所	2箇所	
	実 績	2箇所	2箇所	2箇所	
	達成率	150.0%	100.0%	100.0%	
機能強化事業	地域活動支援 Ⅰ型	計 画	2箇所	2箇所	2箇所
		実 績	2箇所	2箇所	2箇所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	地域活動支援 Ⅱ型	計 画	0箇所	0箇所	0箇所
		実 績	0箇所	0箇所	0箇所
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	地域活動支援 Ⅲ型	計 画	0箇所	1箇所	1箇所
		実 績	0箇所	0箇所	0箇所
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

3-6 地域生活支援事業任意事業

① 地域生活支援事業任意事業

日中一時支援事業の実績は、平成21年度から減少しています。また、第2期計画値を下回っています。こちらにも移動支援同様に第2期計画の数値を下回った理由としては、現在町の支給決定量は計画値を上回っていますが、実情として通所施設等の日中活動サービスを利用されていて、社会参加や余暇活動にかかる移動支援の利用を減少していると考えられます。

社会参加促進事業は、平成21年度は41人（新型インフルエンザの影響でふれあいスポーツ大会を中止したため）、平成22年度は120人、平成23年度は143人と、第2期計画値を下回っています。第2期計画を下回っている理由としてはレクリエーションへの参加者が想定を下回った結果で、これは町の広報等の情報不足によることが原因と考えます。

訪問入浴サービス事業は、現在河南町で1人利用されています。

■地域生活支援事業任意事業の実施状況

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援 (日帰りショート分)	計画	10人/年	18人/年	25人/年
	実績	10人/年	7人/年	7人/年
	達成率	100.0%	38.9%	28.0%
社会参加促進事業	計画	160人分	180人分	200人分
	実績	41人分	138人分	143人分
	達成率	25.6%	76.7%	71.5%
訪問入浴サービス 事業	計画	2人/年	3人/年	5人/年
	実績	0人/年	0人/年	1人/年
	達成率	0.0%	0.0%	20.0%

4. アンケート調査結果（概要）

4-1 調査の概要

■調査の概要

対象者： 河南町内在住の身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

調査数： 500人

回収数： 257人

回収率： 51.4%

調査方法： 郵送により配布、記入後、返送による回収

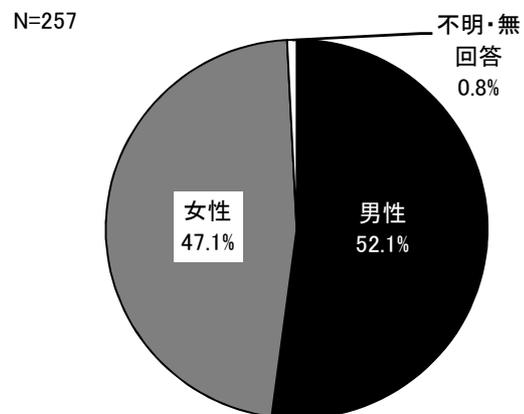
■報告書の見方

- 回答結果は、少数第2位を四捨五入して、それぞれの割合を示しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対するそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%をこえる場合があります。
- 図表中の「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 文中では、身体障害者手帳所持者を「身体障がい者」、療育手帳所持者を「知的障がい者」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神障がい者」と表記しています
- 図表中の凡例においては、身体障害者手帳所持者を「身体」、療育手帳所持者を「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神」と表記しています。
- 文章、グラフ及び表のN数は、有効標本数（集計対象者総数）、(SA)は単数回答の設問、(MA)は複数回答の設問、(数量)は数字の直接回答の設問を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- 今回のアンケート調査は河南町と太子町が合同で行ったため、どちらかを選択する設問を設けていました。この答えに基づき、集計を分離し、各町ごとに報告書をまとめています。

4-2 回答者の概要

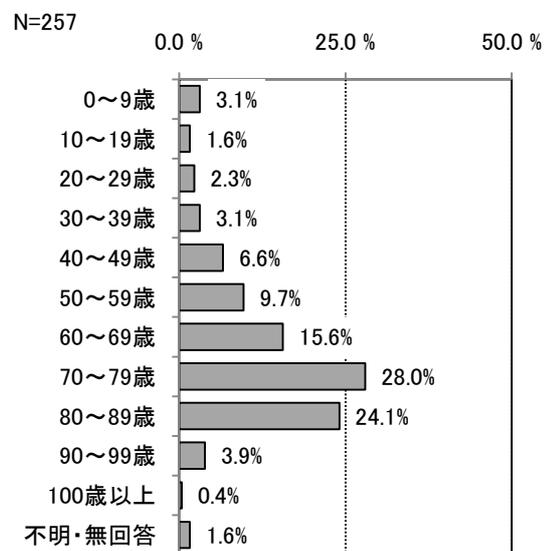
①あなたの男女別を教えてください。(SA)

男女別についてみると、「男性」が52.1%、「女性」が47.1%となっています。



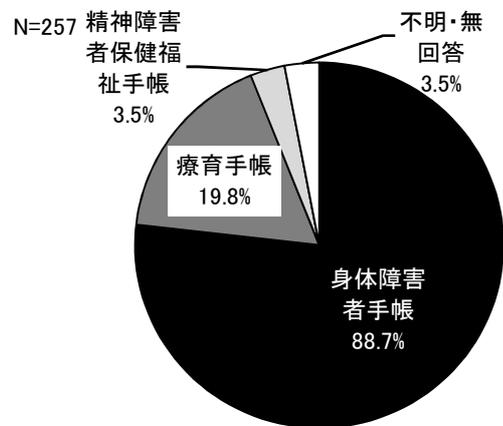
②あなたの年齢は何歳ですか。(数量)

年齢についてみると、「70～79歳」が28.0%と最も多く、次いで「80～89歳」が24.1%、「60～69歳」が15.6%となっています。



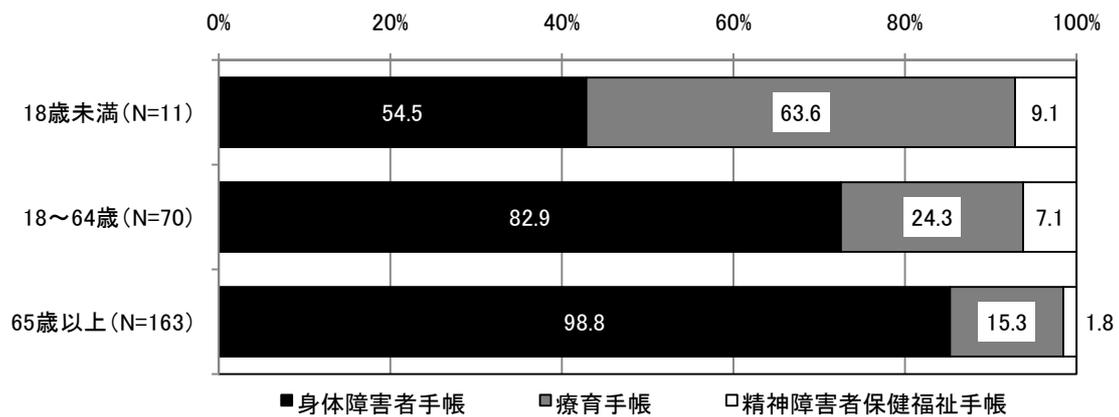
③あなたが所持している障害者手帳は、次のどれですか。(MA)

障害者手帳の種別についてみると、「身体障害者手帳」が88.7%と最も多く、次いで「療育手帳」が19.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が3.5%となっています。



年齢3区分では18歳未満では「療育手帳」が、18～64歳未満、65歳以上では「身体障害者手帳」が最も多くなっています。

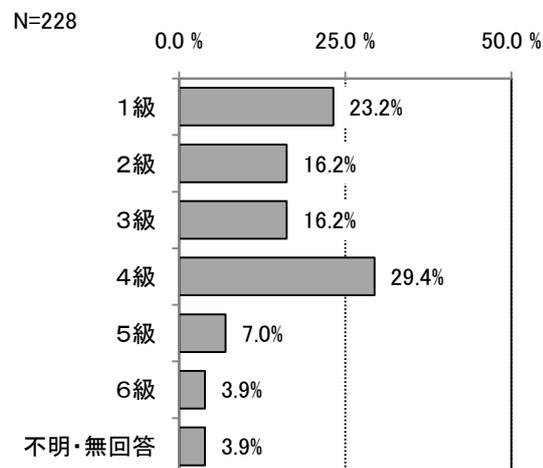
【年齢3区分別集計】



1. 身体障害者手帳

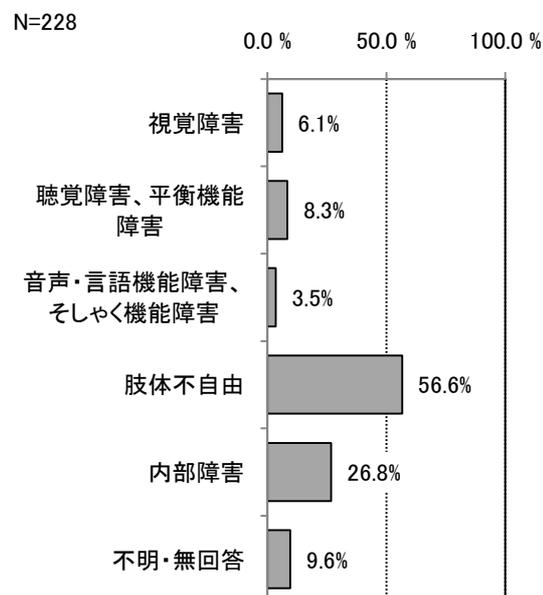
(1) 「身体障害者手帳」の等級は、総合等級では何級ですか。(SA)

身体障害者手帳の等級についてみると、「4級」が29.4%と最も多く、次いで「1級」が23.2%、「2級」「3級」が16.2%となっています。



(2) どのような障がいですか。(MA)

障がいの種別についてみると、「肢体不自由」が56.6%と最も多く、次いで「内部障害」が26.8%、「聴覚障害、平衡機能障害」が8.3%となっています。

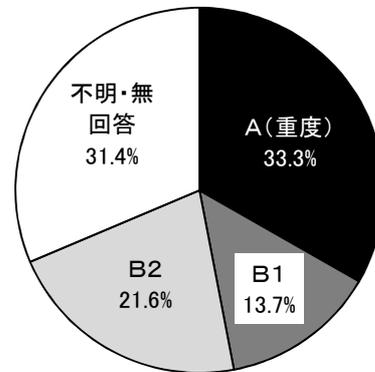


2. 療育手帳

「療育手帳」の判定は、次のいずれですか。(SA)

療育手帳の判定についてみると、「A(重度)」が33.3%と最も多く、次いで「B2」が21.6%、「B1」が13.7%となっています。

N=51

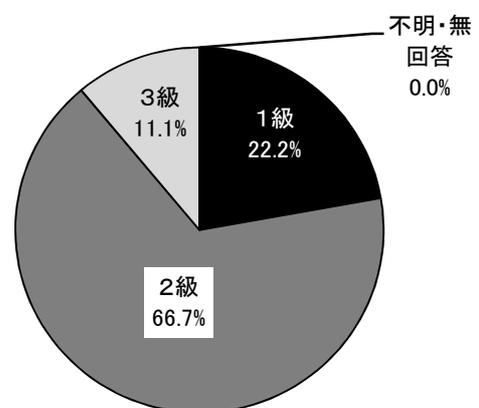


3. 精神障害者保健福祉手帳

「精神障害者保健福祉手帳」の等級は、何級ですか。(SA)

精神障害者保健福祉手帳の等級についてみると、「2級」が66.7%と最も多く、次いで「1級」が22.2%、「3級」が11.1%となっています。

N=9

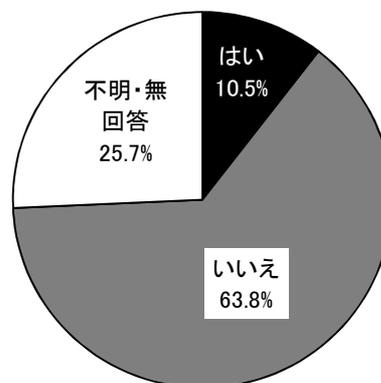


④あなたは、障害者自立支援法の障害程度区分認定を受けていますか。受けている場合は、障害程度区分もお答えください。

認定区分 (SA)

障害者自立支援法の障害程度区分認定を受けていますかという問いに対して「はい」が10.5%、「いいえ」が63.8%となっています。

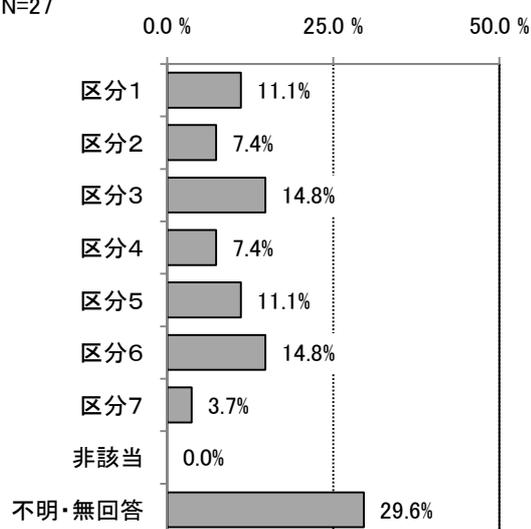
N=257



障害程度区分 (SA)

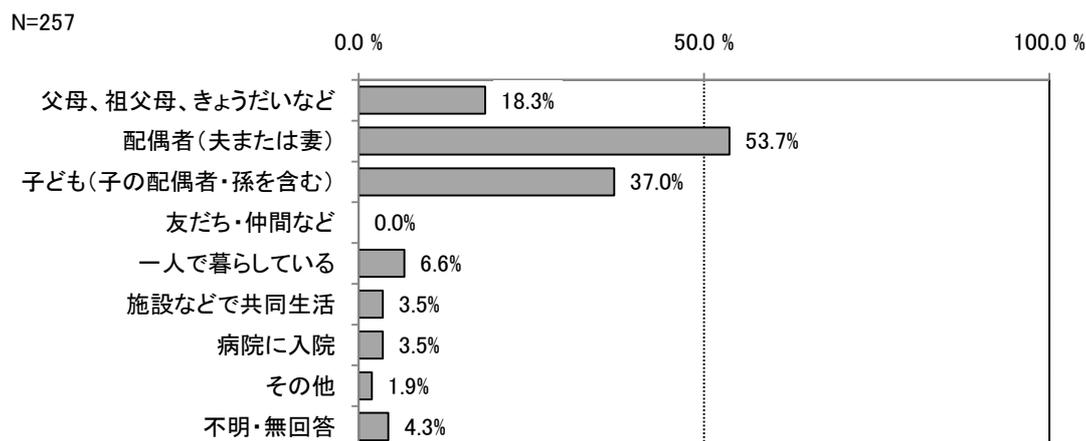
障害程度区分についてみると、「区分3」「区分6」がともに14.8%と最も多く、次いで「区分1」「区分5」がともに11.1%となっています。

N=27



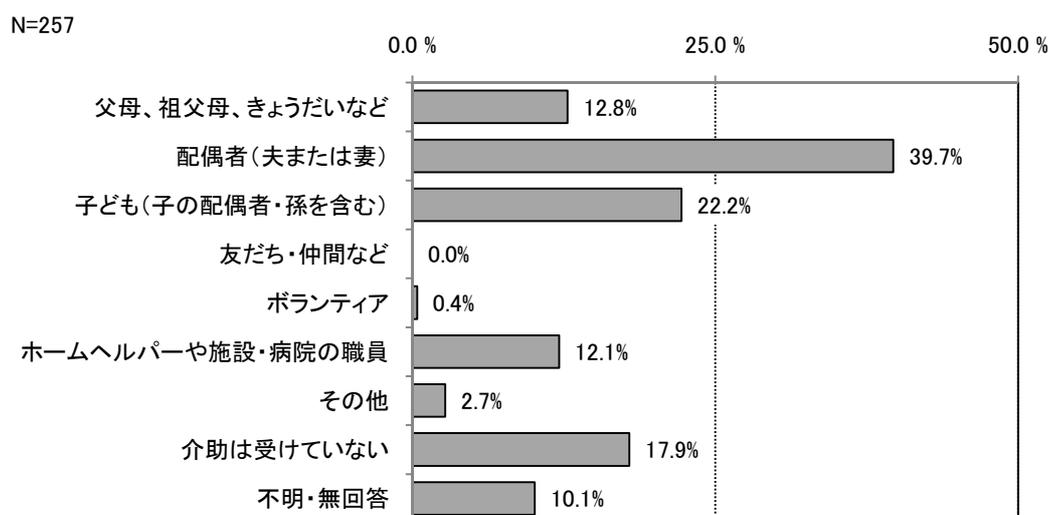
⑤現在、あなたと一緒に暮らしている人は、どなたですか。あなたからみた続柄で、該当する方をお答えください。(MA)

同居者についてみると、「配偶者（夫または妻）」が53.7%と最も多く、次いで「子ども（子の配偶者・孫を含む）」が37.0%、「父母、祖父母、きょうだいなど」が18.3%となっています。



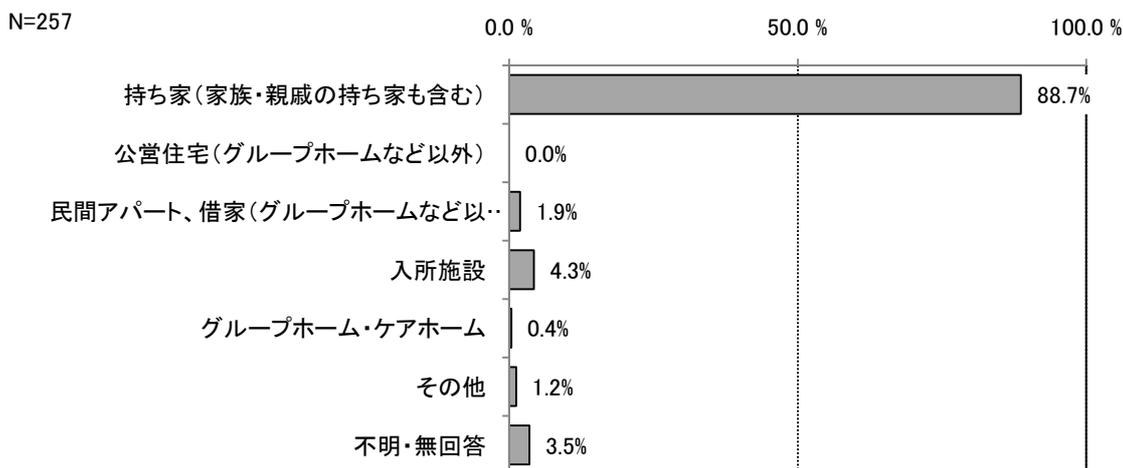
⑥ふだん、あなたを介助しているのは、どなたですか。(MA)

介助者についてみると、「配偶者（夫または妻）」が39.7%と最も多く、次いで「子ども（子の配偶者・孫を含む）」が22.2%、「介助は受けていない」が17.9%となっています。



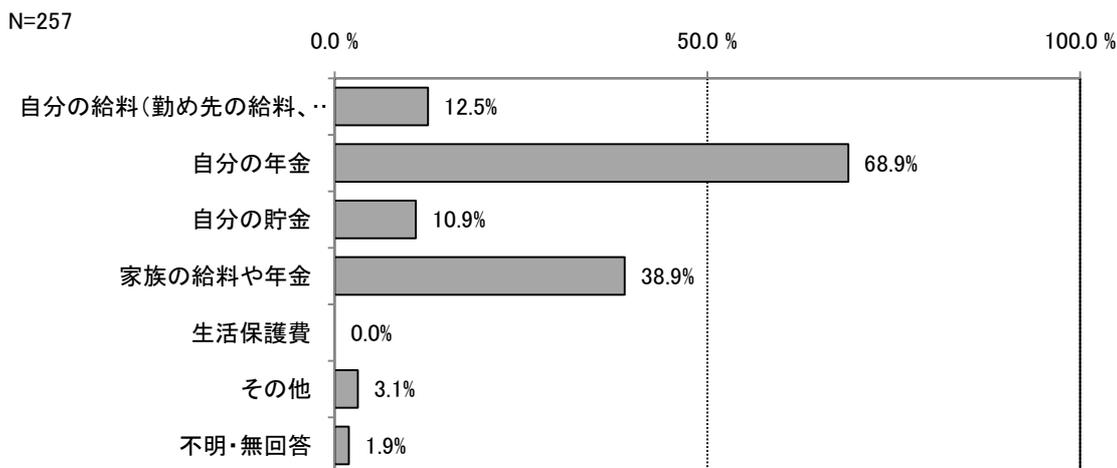
⑦あなたは、どこで暮らしていますか。(SA)

生活の場についてみると、「持ち家（家族・親戚の持ち家も含む）」が88.7%と最も多く、次いで「入所施設」が4.3%、「民間アパート、借家（グループホームなど以外）、社宅」が1.9%となっています。



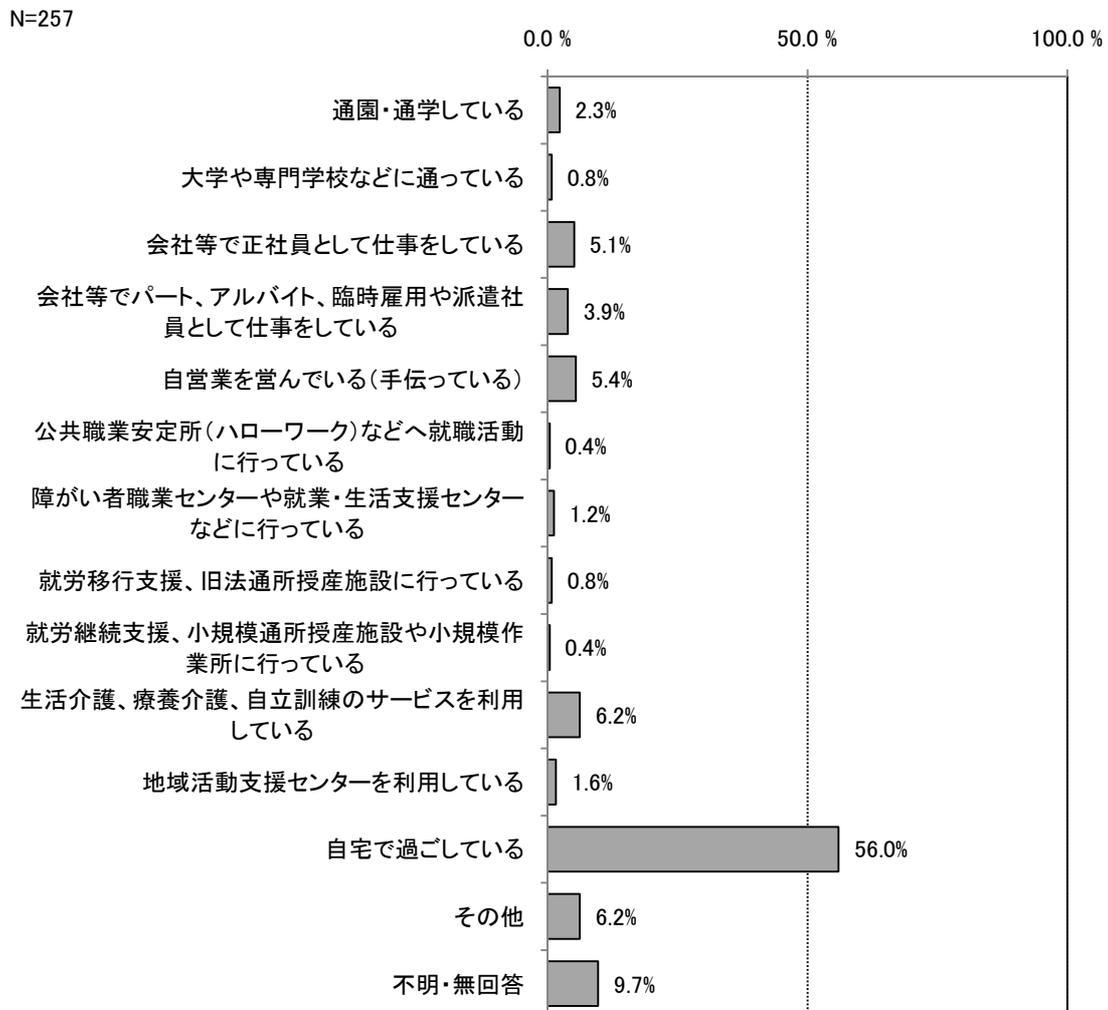
⑧あなたの生活を支えている収入は何ですか。(MA)

生活を支えている主な収入についてみると、「自分の年金」が68.9%と最も多く、次いで「家族の給料や年金」が38.9%、「自分の給料（勤め先の給料、通所施設・作業所などの工賃）」が12.5%となっています。



◎普段、あなたはどのような活動をしていますか。(SA)

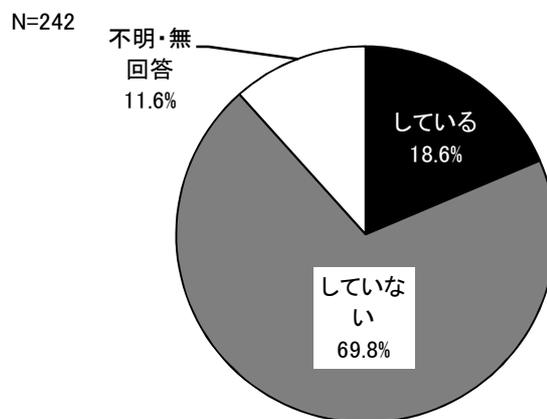
日中の活動についてみると、「自宅で過ごしている」が56.0%と最も多く、次いで「生活介護、療養介護、自立訓練のサービスを利用している」が6.2%、「自営業を営んでいる(手伝っている)」が5.4%となっています。



4-3 就労について

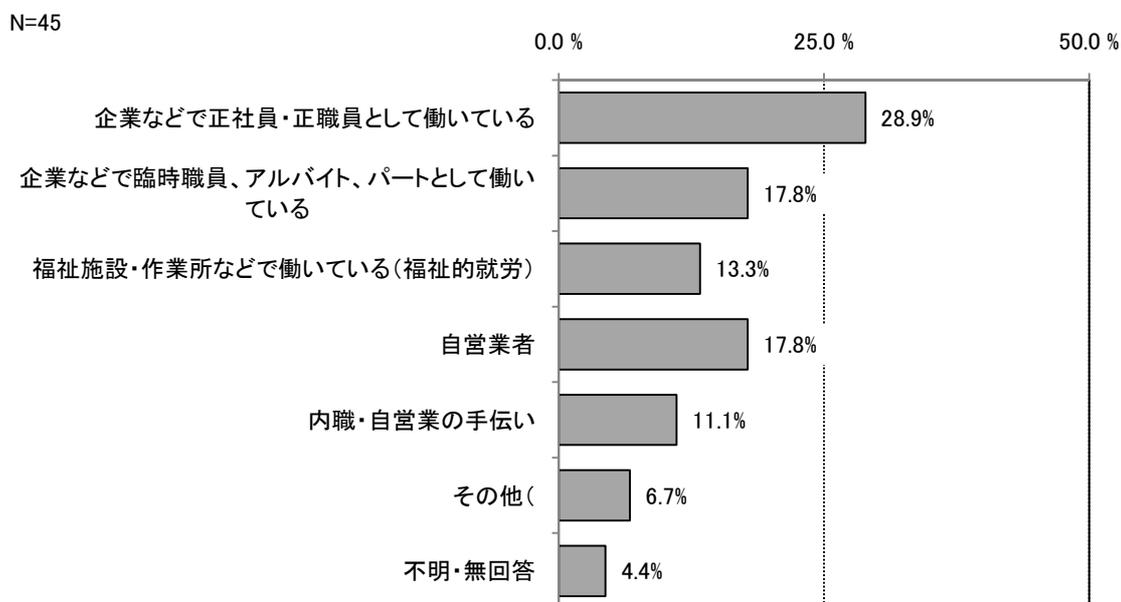
①あなたは、仕事をしていますか。(SA)

就労についてみると、「している」が18.6%、「していない」が69.8%となっています。



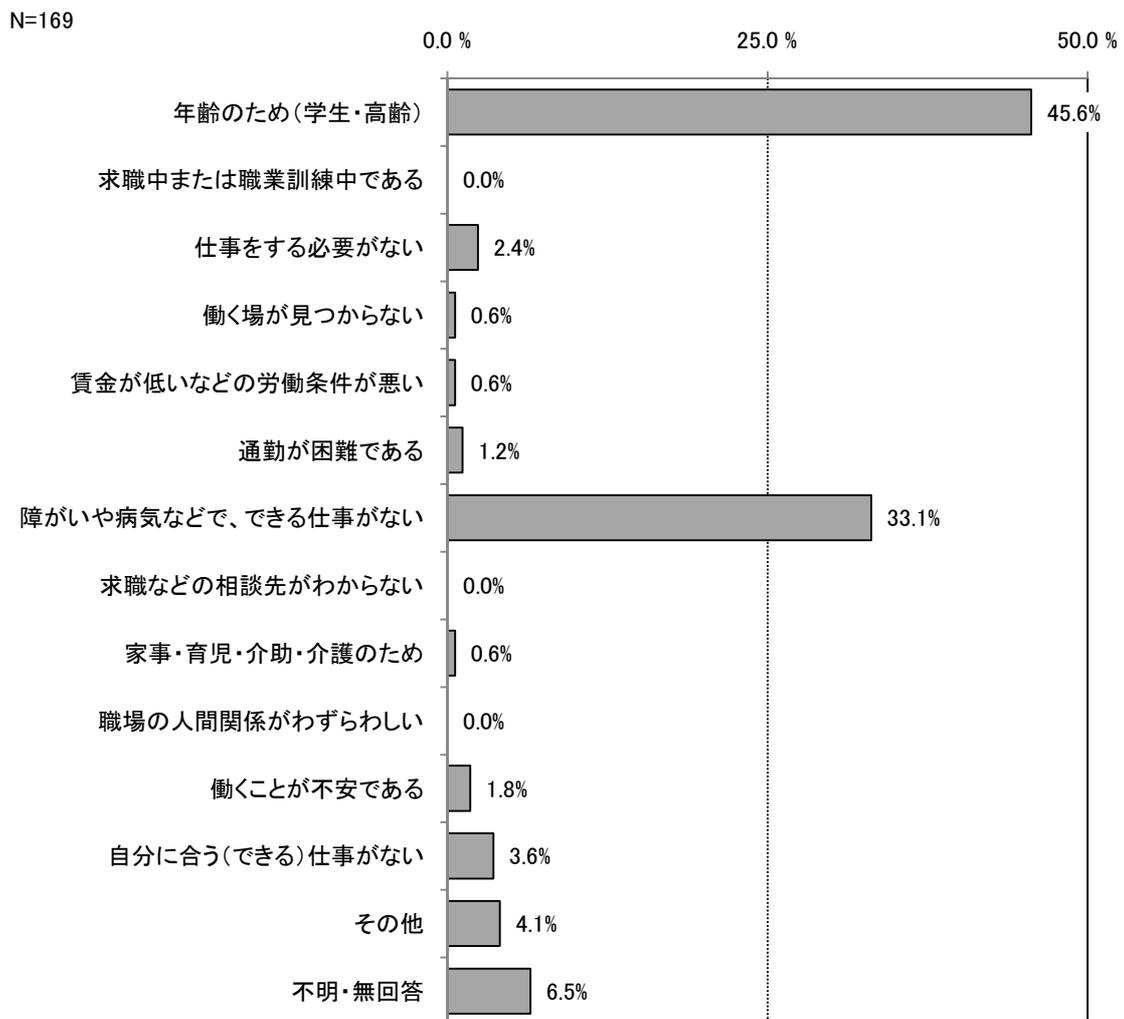
②上記で「している」と回答した方はどこで働いていますか。(SA)

働き先についてみると、「企業などで正社員・正職員として働いている」が28.9%と最も多く、次いで「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」「内職・自営業の手伝い」が17.8%、「福祉施設・作業所などで働いている(福祉的就労)」が13.3%となっています。



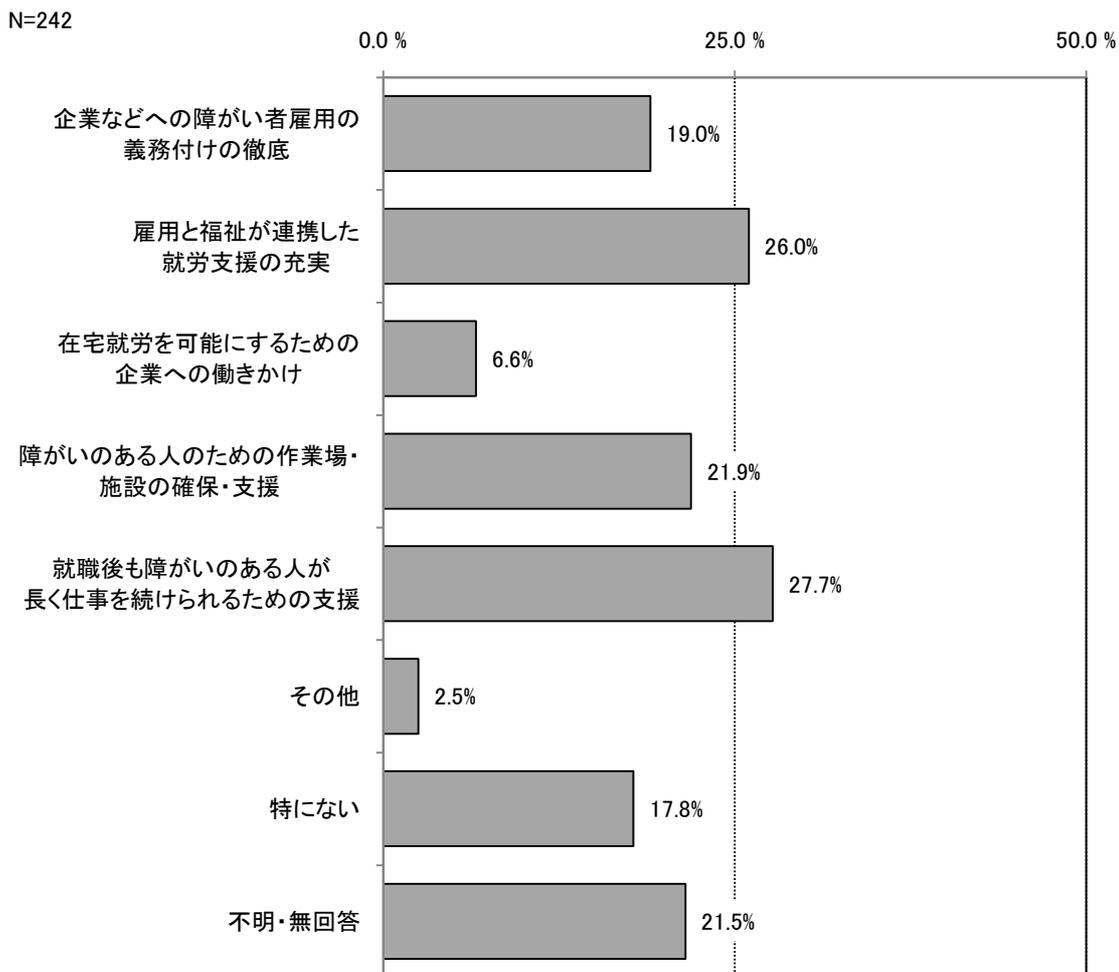
③上記で「していない」と回答した方は、働いていない主な理由ななにですか。(SA)

働いていない理由についてみると、「年齢のため(学生・高齢)」が45.6%と最も多く、次いで「障がいや病気などで、できる仕事がない」が33.1%、「自分に合う(できる)仕事がない」が3.6%となっています。



④あなたは、障がいのある人の働く環境に関して、どのようなことが必要だと思いますか。(MA)

障がいのある人の働く環境についてみると、「就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるための支援」が27.7%と最も多く、次いで「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」が26.0%、「障がいのある人のための作業場・施設の確保・支援」が21.9%となっています。



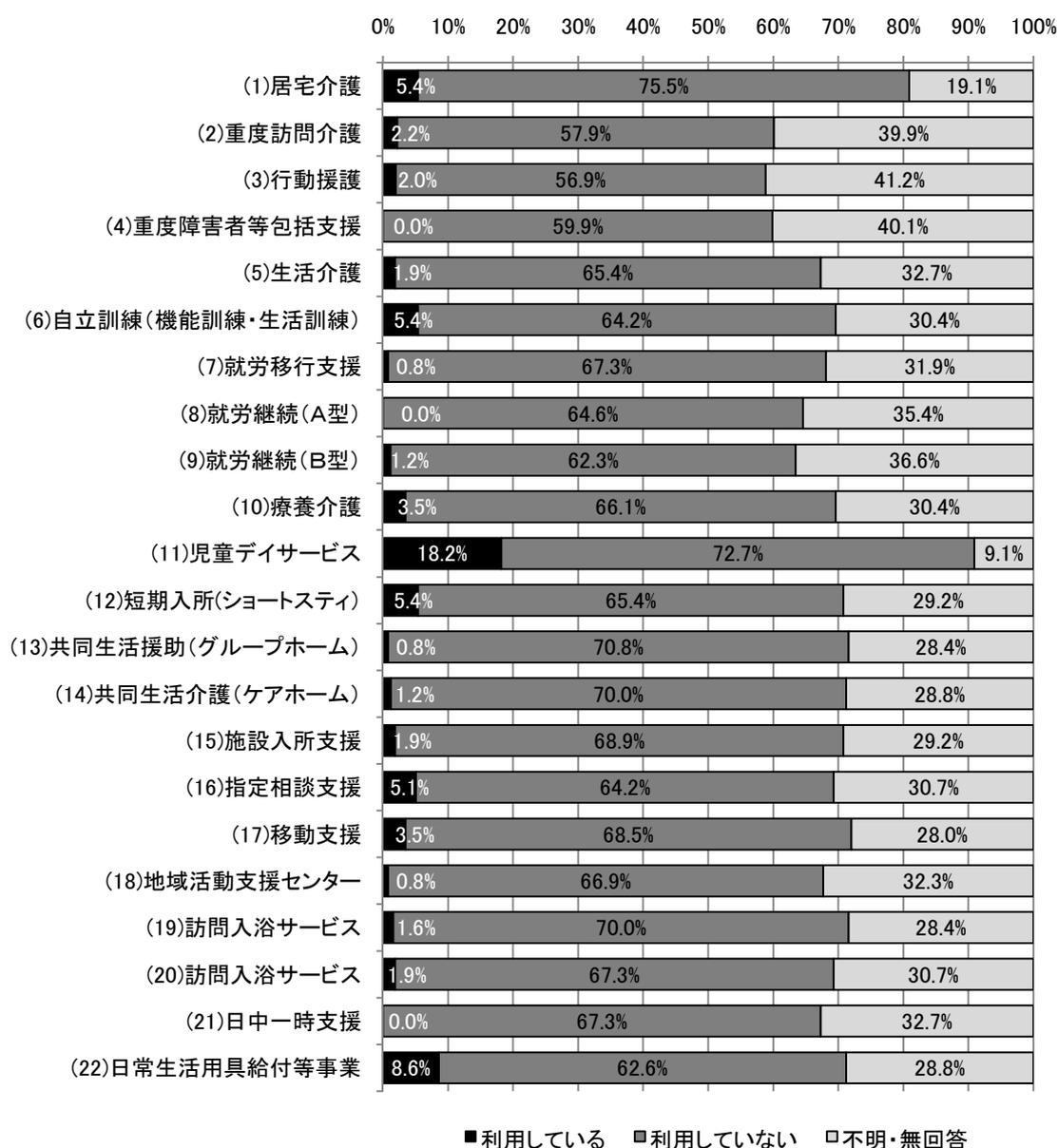
4-4 各種サービスについて

①各種サービスの利用状況や利用意向を教えてください。(SA)

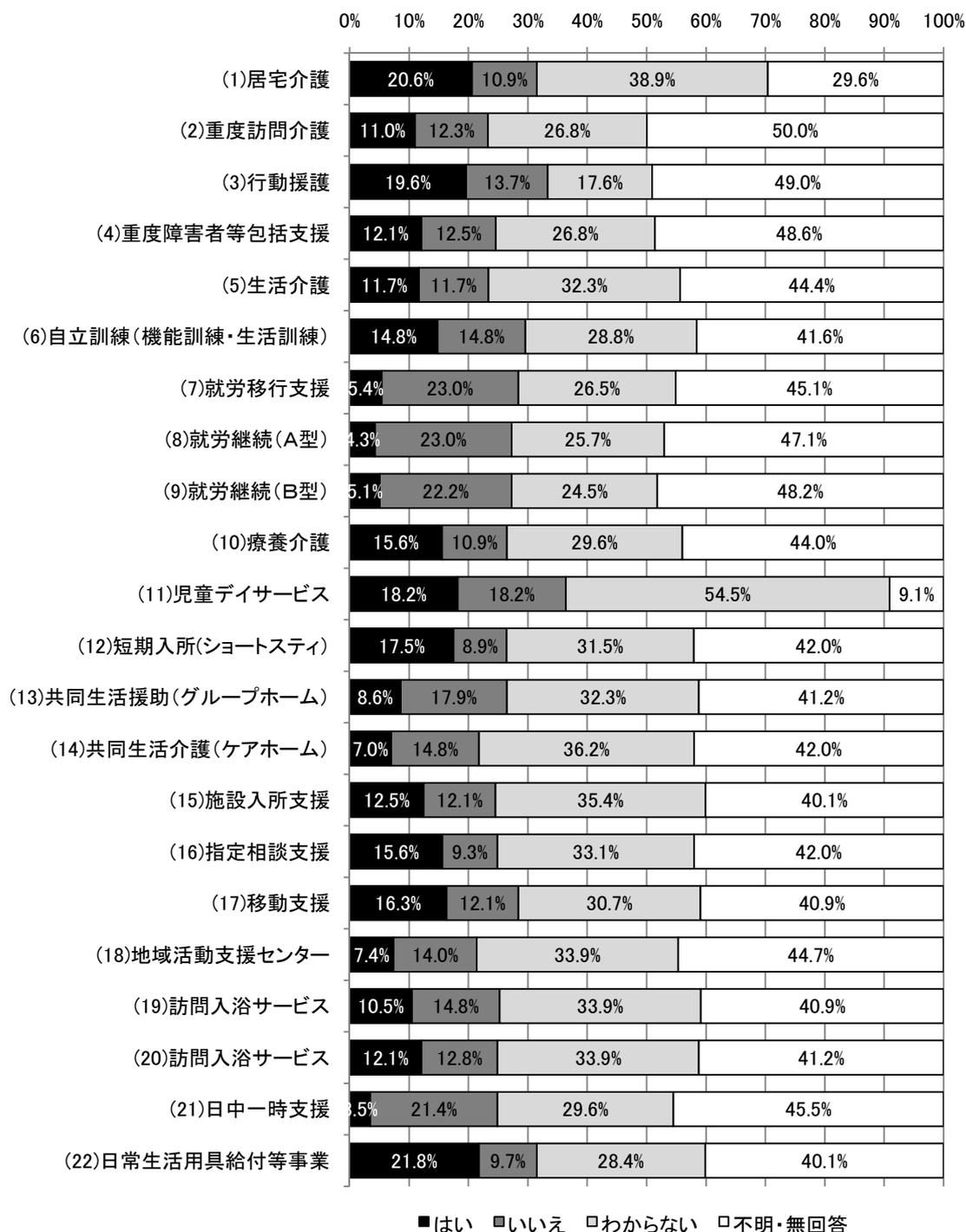
各種サービスの利用状況及び利用意向について、全体ではグラフのようになります。全体的に利用度は低い傾向にありますが、利用意向では若干多くなっています。

特に利用意向で「はい」と答えられた方は、現在もしくは近い将来にサービスを利用する可能性や意思があることを示し、「わからない」と答えられた方は将来的には利用するかもしれないという潜在的な需要や利用意向があるものと推察されます。

【利用度】



【利用意向】



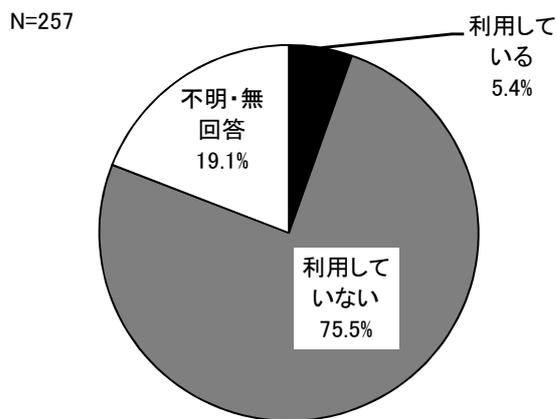
■訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）（SA）

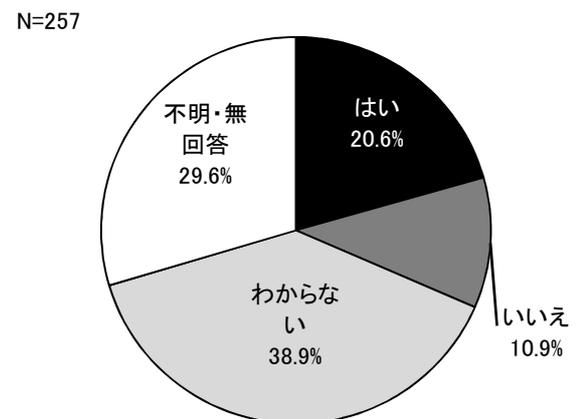
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

居宅介護（ホームヘルプ）についてみると、「利用している」が5.4%、「利用していない」が75.5%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が20.6%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

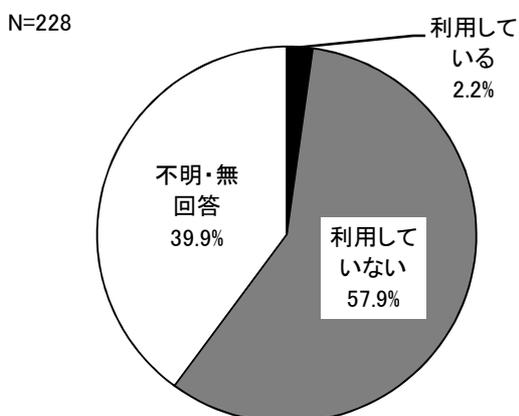


(2) 重度訪問介護（SA）

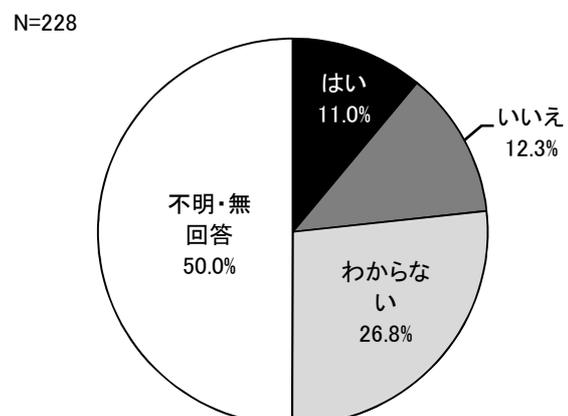
身体障がい者の方で、重度で常時介護を必要とする人に、自宅での総合的な介護を行います。

重度訪問介護についてみると、「利用している」が2.2%、「利用していない」が57.9%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が11.0%と若干高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

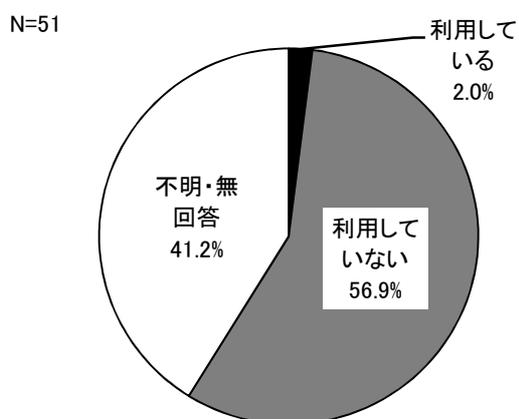


(3) 行動援護 (SA)

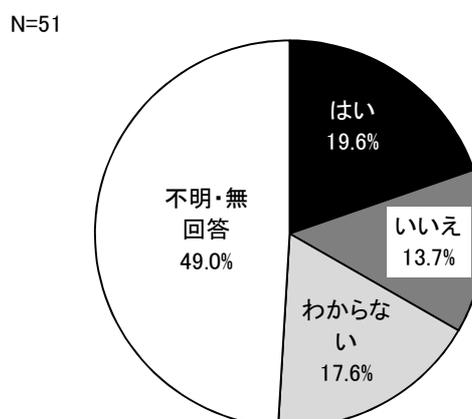
知的障がい者の方で、行動上著しい困難がある方に対して、外出時の移動支援を行います。

行動援護についてみると、「利用している」が2.0%、「利用していない」が56.9%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が19.6%と高くなっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】



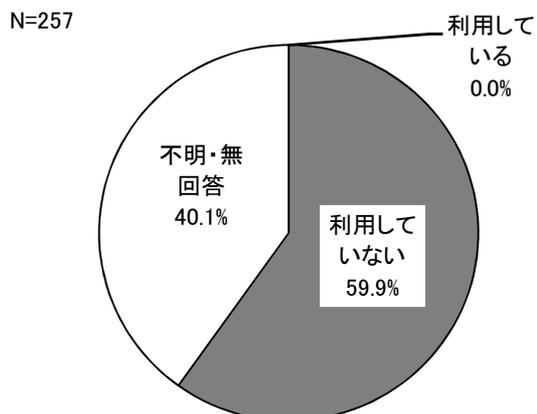
(4) 重度障害者等包括支援 (SA)

常時介護の必要性が著しく高い人に、複数のサービスを包括的にを行います。

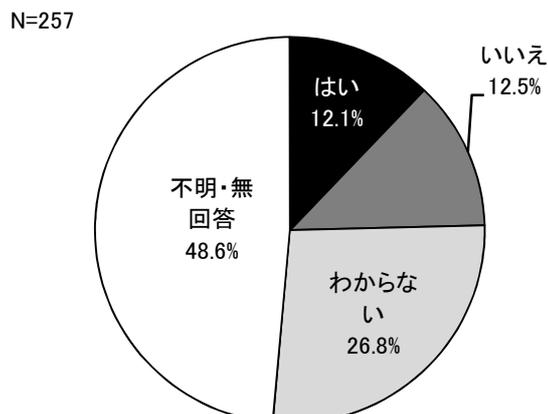
重度障害者等包括支援についてみると、「利用している」と答えられた方はおられず、「利用していない」が59.9%となっています。

利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が12.1%となっており、潜在需要、利用意向はあると思われます。

【利用度】



【利用意向】



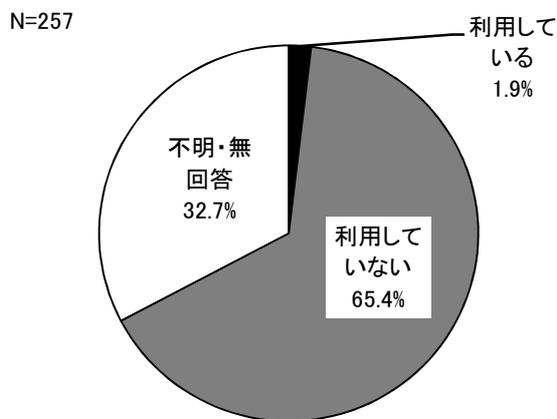
■日中活動系サービス

(5) 生活介護 (SA)

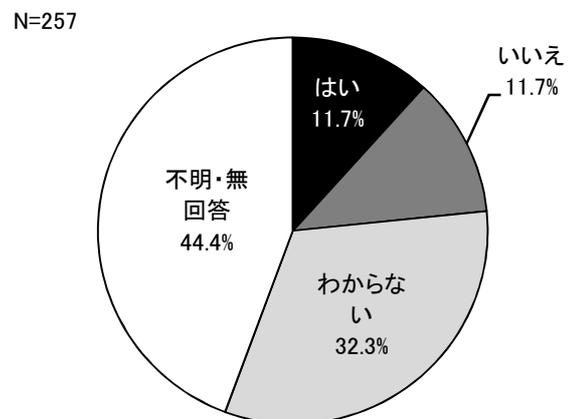
昼間(ひるま)に介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護についてみると、「利用している」が1.9%、「利用していない」が65.4%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が11.7%と高くなっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

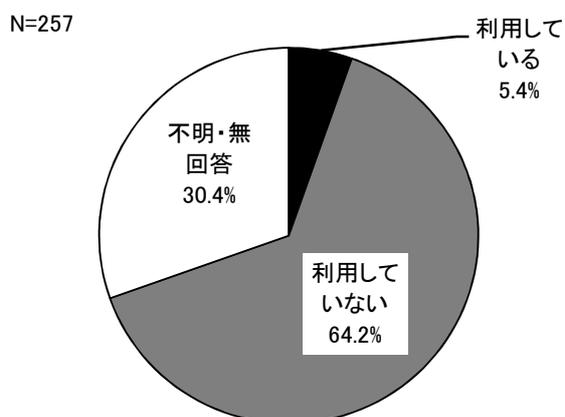


(6) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (SA)

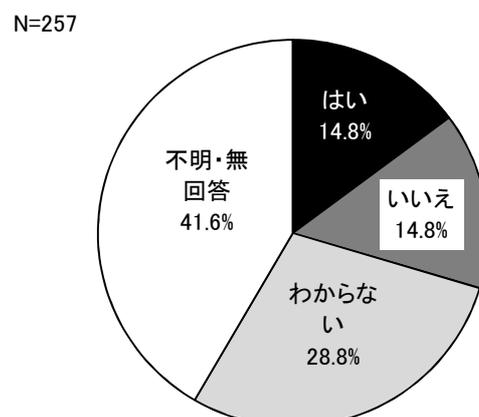
自立した日常生活や社会生活ができるよう、必要な訓練を行います。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練) についてみると、「利用している」が5.4%、「利用していない」が64.2%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が14.8%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

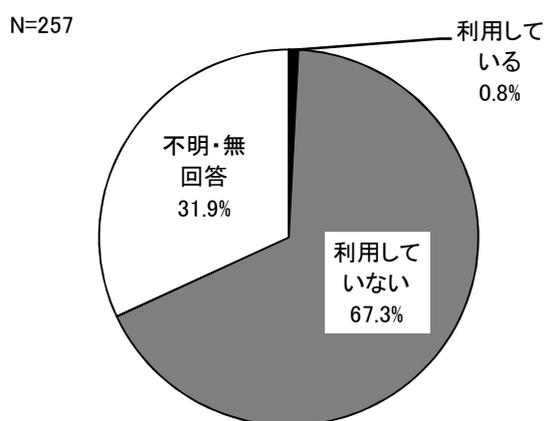


(7) 就労移行支援 (SA)

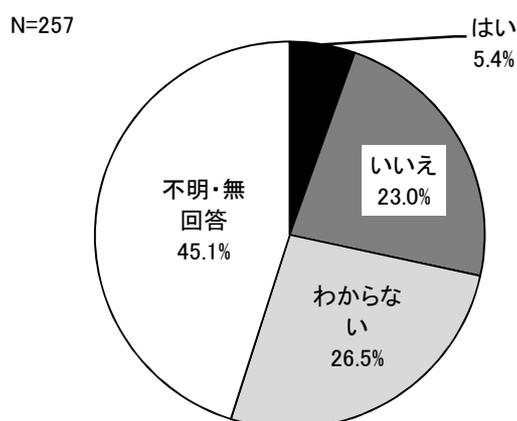
一定期間、就労に必要な訓練を行います。

就労移行支援についてみると、「利用している」が0.8%、「利用していない」が67.3%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が5.4%と若干多くなっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

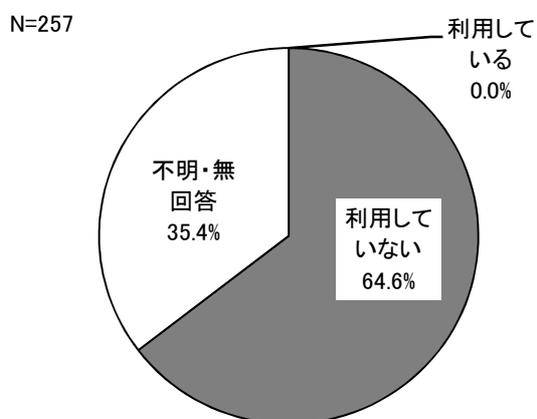


(8) 就労継続支援 [A型：雇車型] (SA)

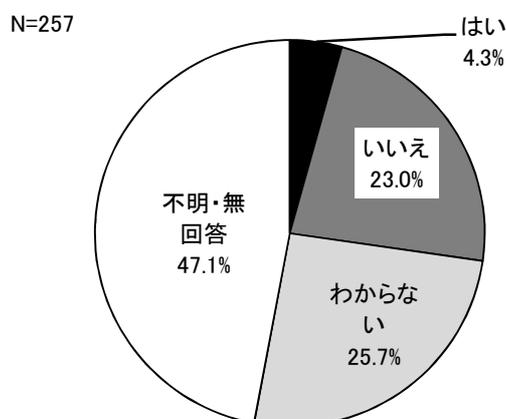
就労が困難な人に、働く場を提供します。

就労継続支援 [A型：雇車型] についてみると、「利用している」と答えられた方はおられず、「利用していない」が64.6%となっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が4.3%となっています。

【利用度】



【利用意向】

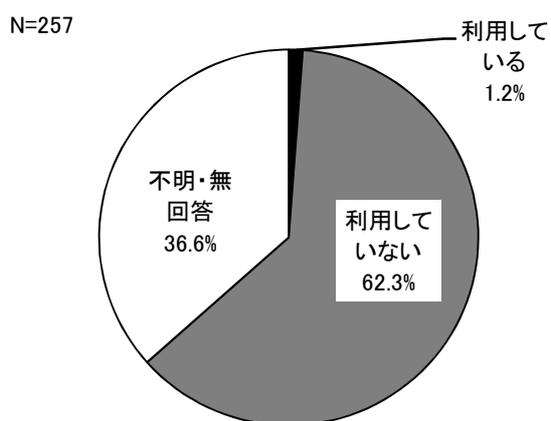


(9) 就労継続支援 [B型：非雇用型] (SA)

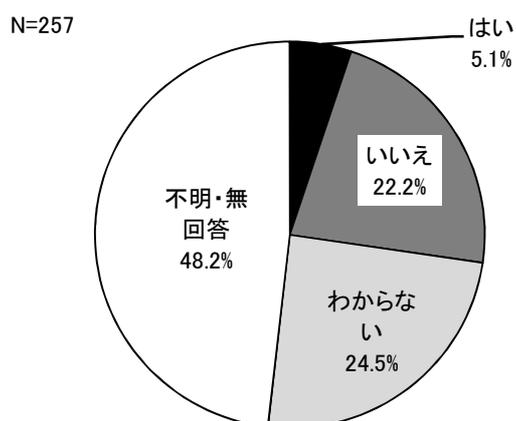
就労が困難な人に、働く場を提供します。

就労継続支援 [B型：非雇用型] についてみると、「利用している」が1.2%、「利用していない」が62.3%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が5.1%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

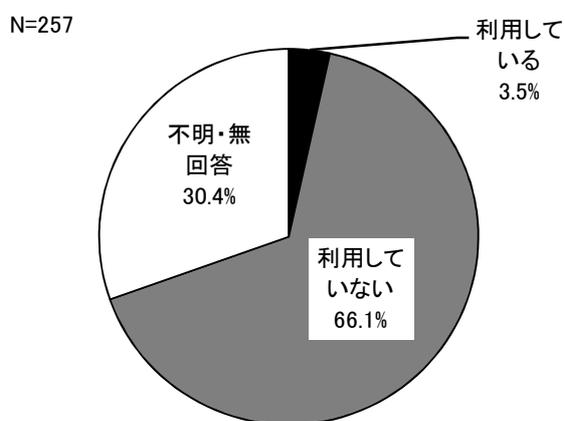


(10) 療養介護 (SA)

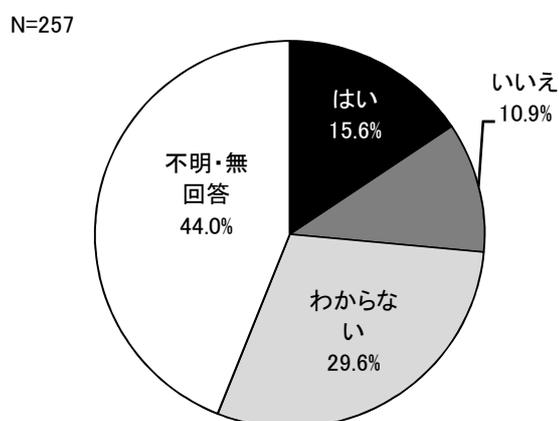
医療機関で日常生活の援助を行います。

療養介護についてみると、「利用している」が3.5%、「利用していない」が66.1%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が15.6%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

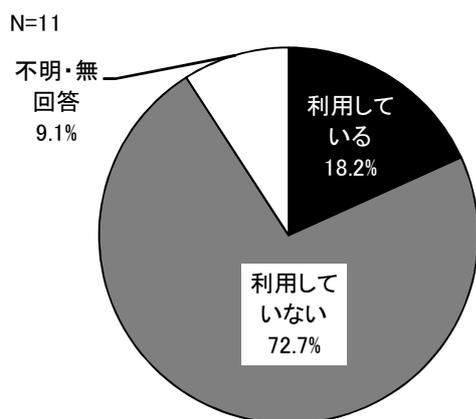


(11) 児童デイサービス (SA)

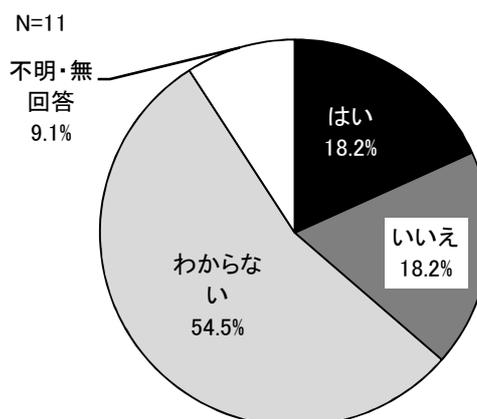
18歳未満の方が日常生活や集団生活への適応訓練などを行います。

児童デイサービスについてみると、「利用している」が18.2%、「利用していない」が72.7%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が18.2%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

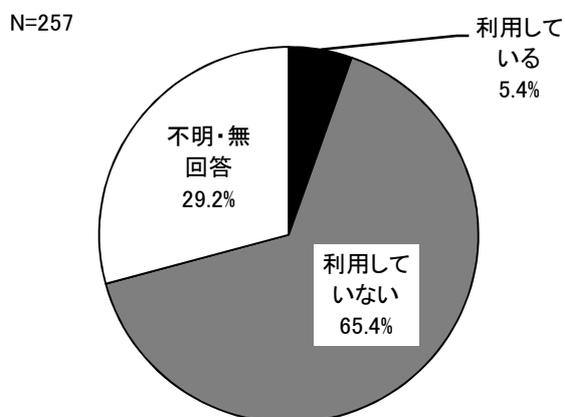


(12) 短期入所 (ショートステイ) (SA)

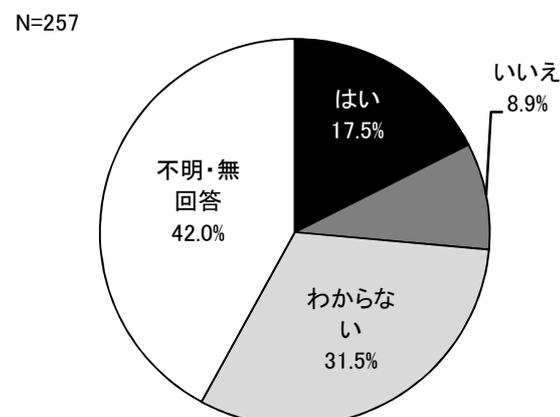
短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

短期入所 (ショートステイ) についてみると、「利用している」が5.4%、「利用していない」が65.4%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が17.5%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】



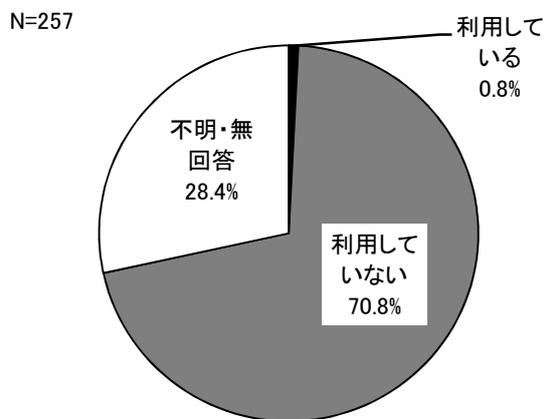
■居住系サービス及び指定相談支援

(13) 共同生活援助（グループホーム）（SA）

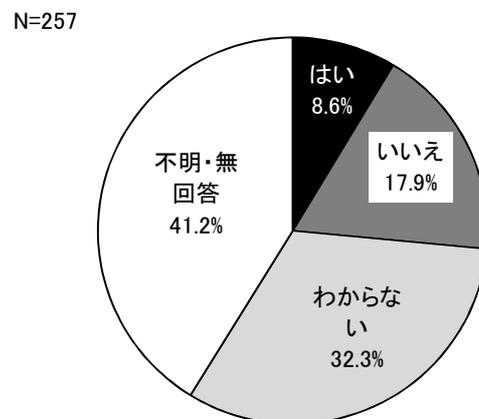
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活援助（グループホーム）についてみると、「利用している」が0.8%、「利用していない」が70.8%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が8.6%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

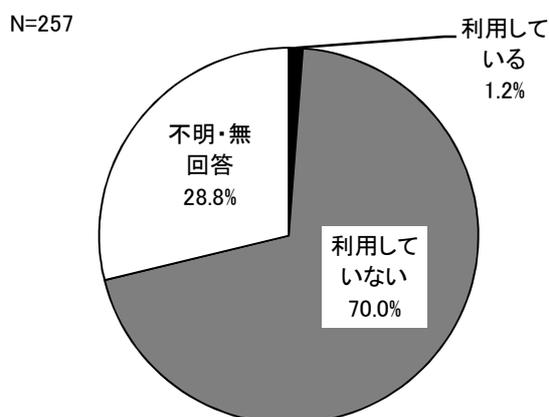


(14) 共同生活介護（ケアホーム）（SA）

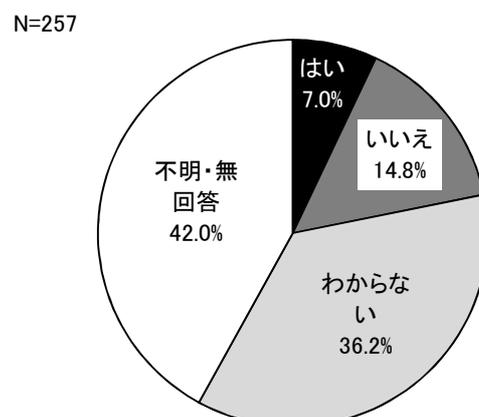
夜間・休日に共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

共同生活介護（ケアホーム）についてみると、「利用している」が1.2%、「利用していない」が70.0%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が7.0%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

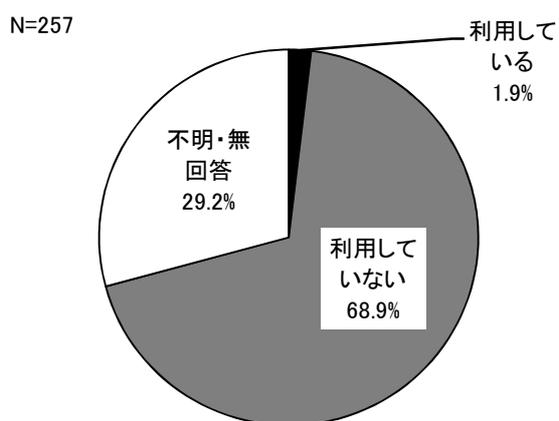


(15) 施設入所支援 (SA)

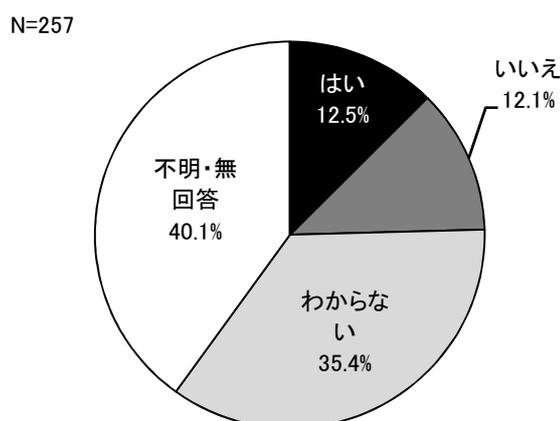
施設に入所する人に、夜間・休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

施設入所支援についてみると、「利用している」が1.9%、「利用していない」が68.9%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が12.5%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

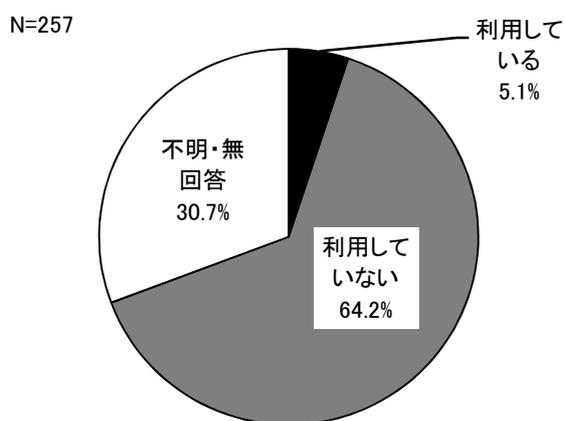


(16) 指定相談支援 (SA)

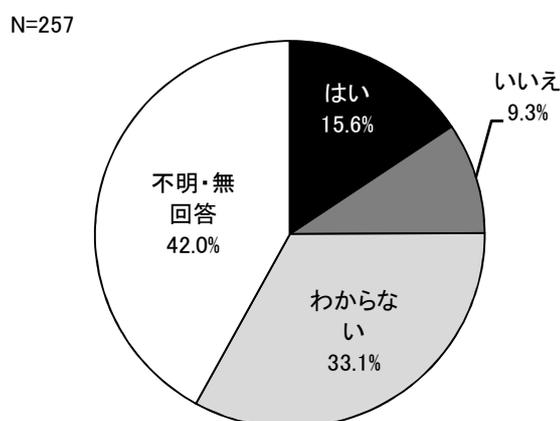
相談支援専門員がサービス利用計画の作成などを行います。

指定相談支援についてみると、「利用している」が5.1%、「利用していない」が64.2%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が15.6%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】



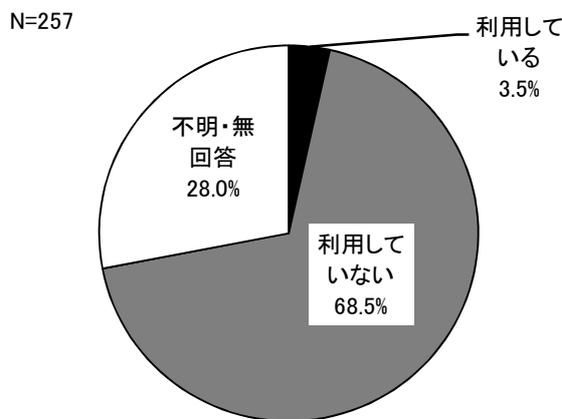
■地域生活支援事業

(17) 移動支援事業（ガイドヘルパー）（SA）

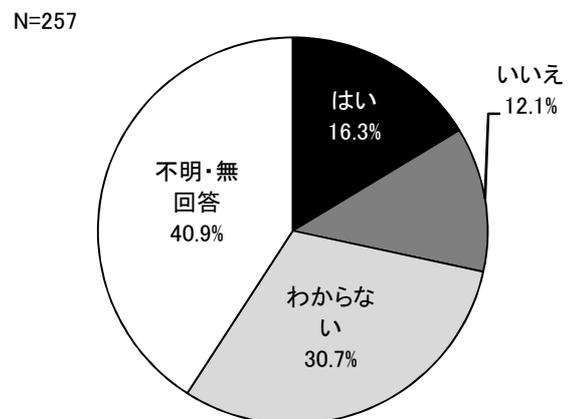
屋外への移動が困難な人が外出のための支援を受けるサービス。

移動支援事業（ガイドヘルパー）についてみると、「利用している」が3.5%、「利用していない」が68.5%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が16.3%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

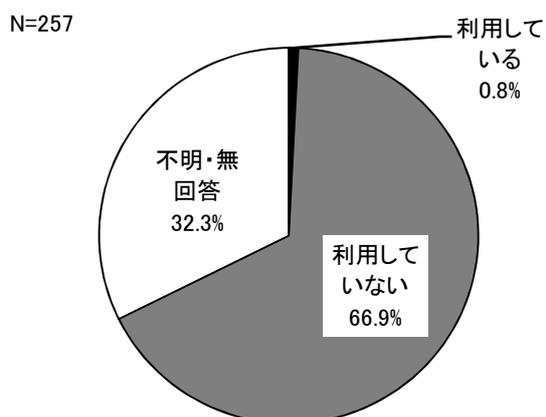


(18) 地域活動支援センター（SA）

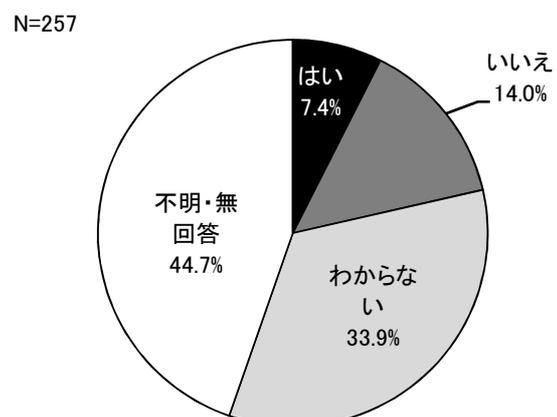
創作的活動や生産活動の機会を提供します。

地域活動支援センターについてみると、「利用している」が1.8%、「利用していない」が63.7%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が7.3%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

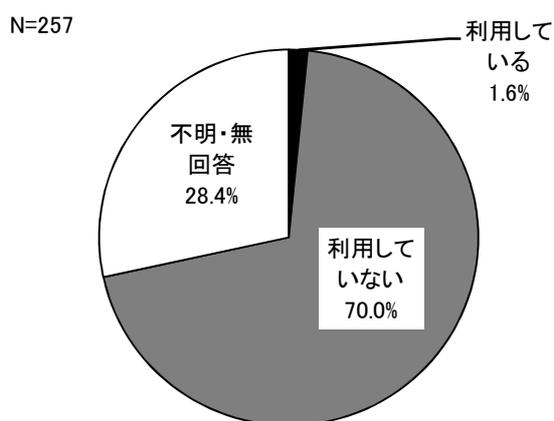


(19) 訪問入浴サービス事業 (SA)

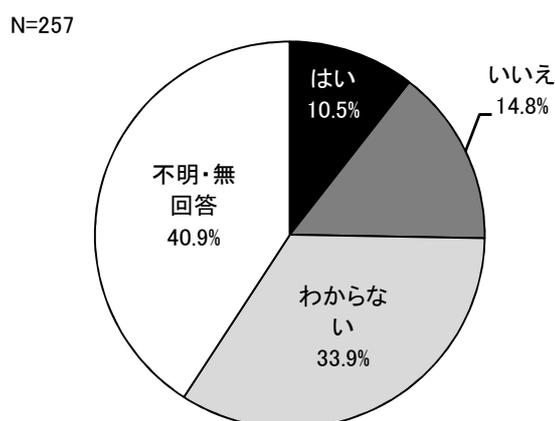
施設から浴槽を運び、自宅で入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービス事業についてみると、「利用している」が1.6%、「利用していない」が70.0%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が10.5%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

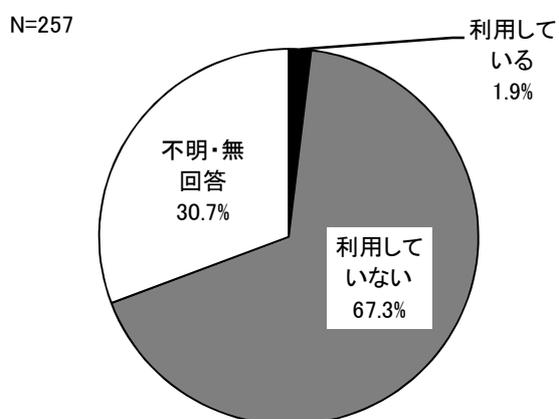


(20) 日中一時支援事業 (SA)

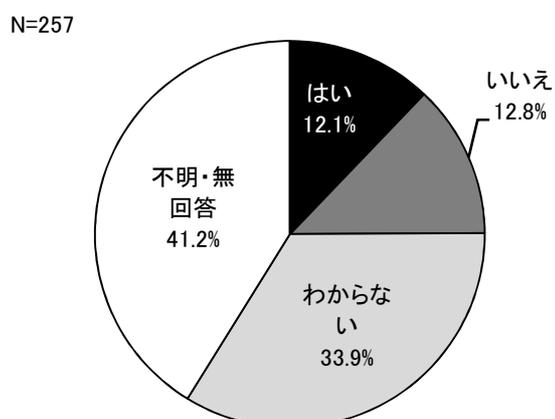
日中における活動の場の確保を支援します。

日中一時支援事業についてみると、「利用している」が1.9%、「利用していない」が67.3%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が12.1%と1割を超えており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

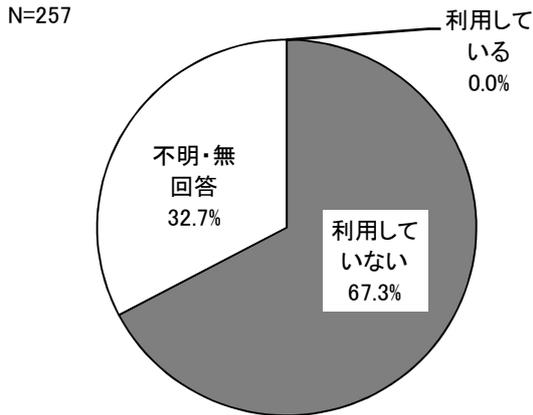


(21) コミュニケーション支援事業 (SA)

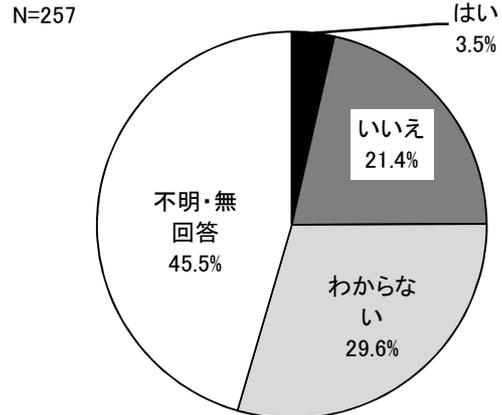
手話通訳、要約筆記を派遣する事業などを行います。

コミュニケーション支援事業についてみると、「利用している」と答えられた方はおられず、「利用していない」が67.3%となっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が3.5%おられます。

【利用度】



【利用意向】

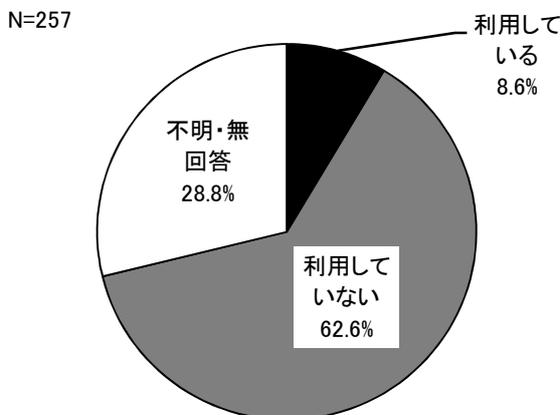


(22) 日常生活用具給付等事業 (SA)

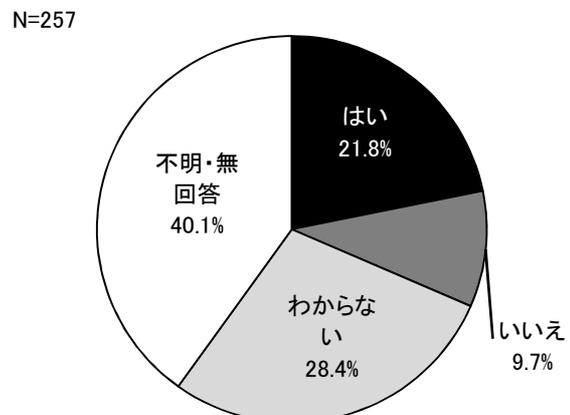
補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付を行います。

日常生活用具給付等事業についてみると、「利用している」が8.6%、「利用していない」が62.6%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が21.8%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



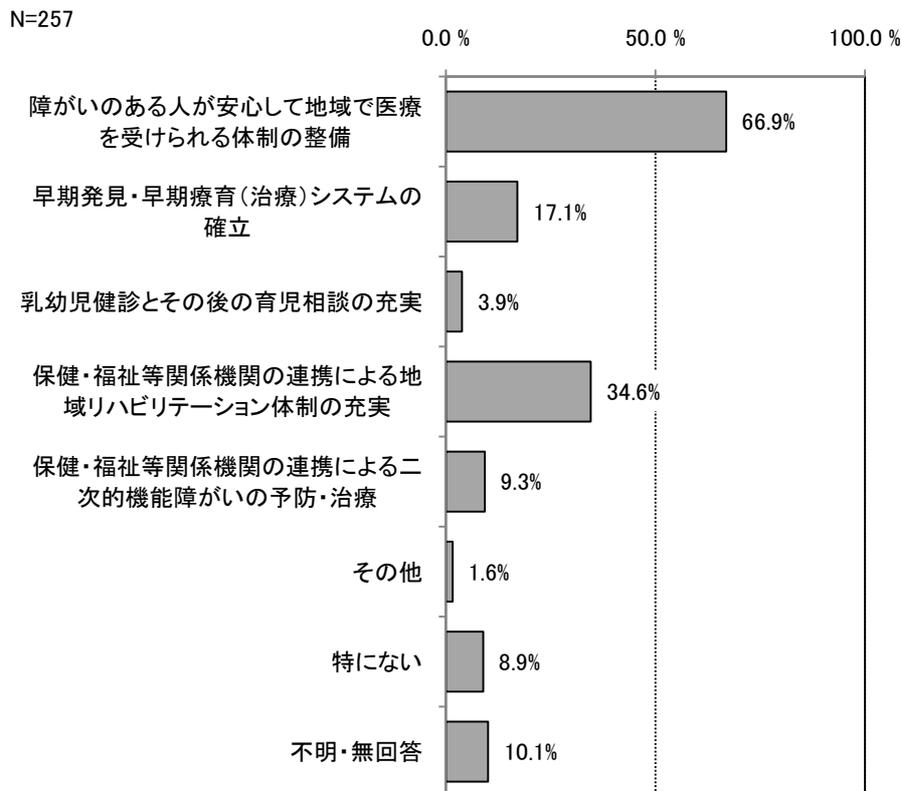
【利用意向】



4-5 保健・医療について

あなたは、障がいのある人の保健・医療に関し、どのようなことが必要と思いますか。(MA)

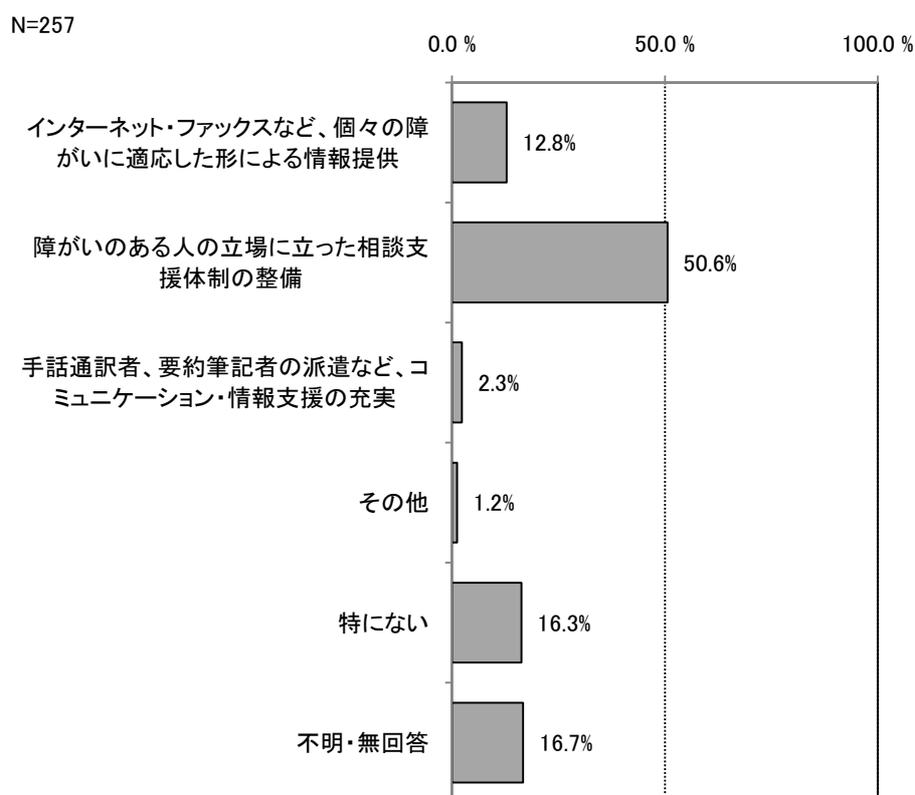
障がいのある人の保健・医療についてみると、「障がいのある人が安心して地域で医療を受けられる体制の整備」が66.9%と最も多く、次いで「保健・福祉等関係機関の連携による地域リハビリテーション体制の充実」が34.6%、「早期発見・早期療育（治療）システムの確立」が17.1%となっています。



4-6 情報について

あなたは、障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関し、どのようなことが必要と思いますか。(SA)

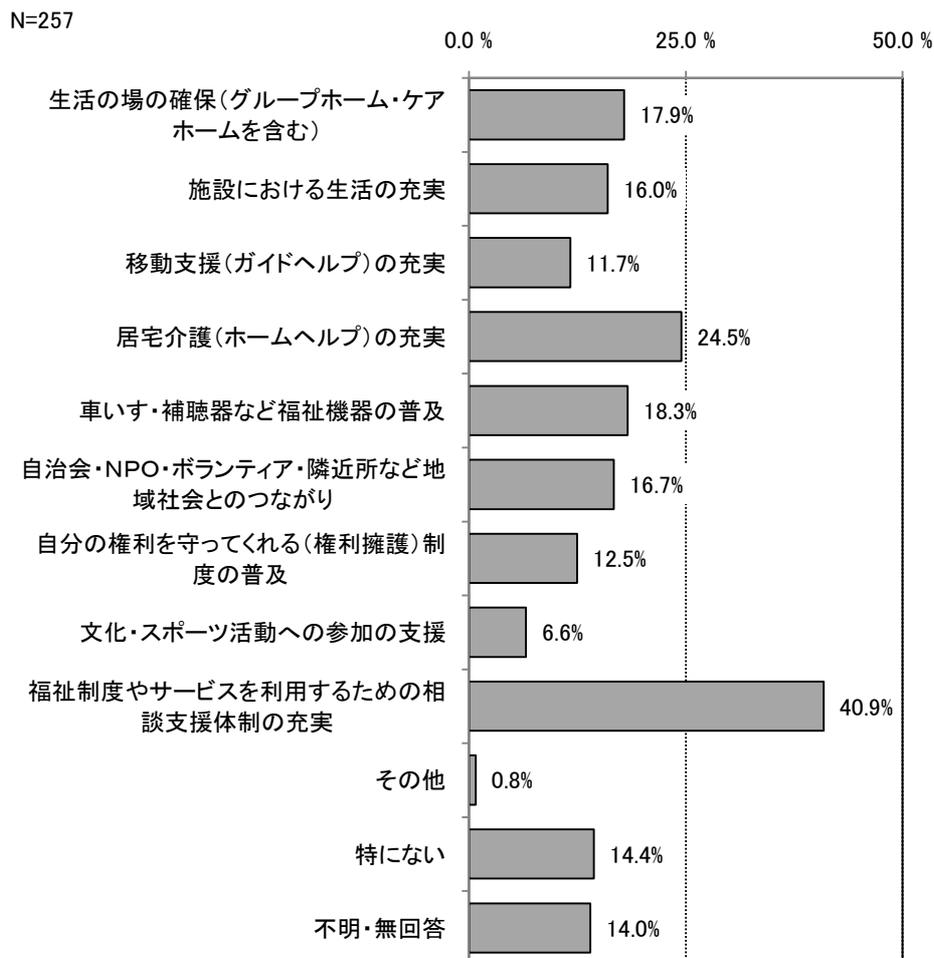
障がいのある人の情報収集・コミュニケーションについてみると、「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」が50.6%と最も多く、次いで「特にない」が16.3%、「インターネット・ファックスなど、個々の障がいに適応した形による情報提供」が12.8%となっています。



4-7 必要な支援・サービスについて

あなたが毎日の生活を送る上で、特に必要な支援制度・サービスは、次のどれですか。(MA)

特に必要な支援制度・サービスについてみると、「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が40.9%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）の充実」が24.5%、「車いす・補聴器など福祉機器の普及」が18.3%となっています。





第3章
計画の基本方針

1. 基本方針

1-1 基本的視点

1 障がいのある人の自己決定・自己選択の尊重

障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備に努めていきます。

2 障がい福祉サービスのさらなる充実

障がい福祉サービスの実施主体が町となり、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことに伴い、障がい種別にかかわらず、必要なサービスを受けることができるよう、府の支援などを通じて障がい福祉サービスの基盤整備と質の向上を図り、障がい福祉サービスの充実に努めていきます。

3 地域生活移行や就労支援等に対するサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、サービス提供事業所や従事者の充実を図るとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、民間、NPOなどによる非公式な援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

1-2 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的考え方

◆必要な訪問系サービスを保障

精神障がいのある人などに対して、立ち後れている訪問系サービスの充実を図ります。

◆希望する障がいのある人に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、障がいのある人が希望する適切な日中活動サービスを保障します。

◆グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

施設入所・入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域定着に適した整備を行います。

◆福祉的就労から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉的就労から一般就労への移行を進めるとともに、福祉的就労施設における雇用の場の拡大を図ります。

2. 平成 26 年度の目標値の設定

2-1 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 26 年度末の段階において、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを目指し、平成 26 年度末時点の福祉施設入所者を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 1 割以上削減することを目標として設定することが示されています。

河南町では、基準年度となる平成 17 年 10 月の施設入所者数は 14 人でしたが、平成 23 年度現在は、身体障害者療護施設（1 人）、知的障害者更生施設（9 人）、を合わせた 10 人となっています。削減数は 4 人、内地域生活移行者数は 6 人となっています。

現在の入所施設利用者は、重度者や独居者など、入所の必要性の高い人となっています。ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の利用を促進し、必要に応じて地域への移行を支援します。新規入所者は入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
基準年度入所者数	14人	平成 17 年 10 月の入所者数
現入所者数	10人	平成 23 年度現在の入所者数
目標年度入所者数	8人	平成 26 年度末時点の入所者見込み
【目標値】削減見込み	6人	差引減少見込み者数(基準年度比)
	42.9%	削減率
【目標値】地域生活移行	8人	施設からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数(基準年度比)

2-2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標値については、第2期計画では「平成23年度末までの退院可能な精神障がい者数の減少目標値を設定する」とされていました。しかし、国の基本指針によると、第3期計画では、「1年未満入院者の平均退院率を平成20年度より7%相当分増加させること」及び「5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況より20%増加させること」の2点を「都道府県」の目標値として設定することが示されています。

このことを踏まえ、第3期計画においては入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標値は定めないこととします。

2-3 福祉的就労から一般就労への移行

国の基本指針では、平成26年度中に福祉的就労から一般就労に移行する者を平成17年度実績の4倍以上とすることが目標として示されています。

目標値としては、大阪府基本指針に示された大阪府全体に占める一般就労移行者数をもとに、河南町の一般就労移行者数分を1人とします。

平成22年度現在、一般就労への移行実績は0となっていますが、国の指針及び今後のサービス基盤整備の状況や就労支援体制の整備状況等を踏まえ、各サービス提供事業所及び関係機関等と連携・協働しながら取り組みを進めます。

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労移行者数	4人	平成26年度中に施設から一般就労する人数



第4章
障がい福祉サービスの
見込み量

1. サービス見込み量の設定

障がい福祉サービスは、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）及び短期入所（ショートステイ）サービス、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス）、居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援）、相談支援（サービス利用計画作成）から構成されています。

サービスの見込み量は、これまでの本町での第1期計画、第2期計画の実績及び地域の実情を踏まえて、設定しています。

サービス区分	実施事業
訪問系サービス及び 短期入所（ショートステイ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービス （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援） ・ 短期入所（ショートステイ）
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 療養介護
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム） ・ 施設入所支援
相談支援（サービス利用計画作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援

2. 訪問系サービス

2-1 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

① サービス概要

居宅介護では入浴、排せつ、食事など、居宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者に対して、居宅での生活全般にわたる介護の他、外出の際における移動中の介護を総合的に行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。

重度障害者等包括支援では、常時介護を要する重度障がい者を対象に、包括的な在宅サービスを行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、第2期計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

【訪問系サービス】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	時間分/月	240 時間分/月	270 時間分/月	330 時間分/月
	人分/月	8 人分/月	9 人分/月	11 人分/月
知的障がい者	時間分/月	30 時間分/月	30 時間分/月	30 時間分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
精神障がい者	時間分/月	90 時間分/月	120 時間分/月	120 時間分/月
	人分/月	3 人分/月	4 人分/月	4 人分/月
障がい児	時間分/月	30 時間分/月	30 時間分/月	30 時間分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
合計	時間分/月	390 時間分/月	450 時間分/月	510 時間分/月
	人分/月	13 人分/月	15 人分/月	17 人分/月

③ 見込み量確保の方策

居宅介護のみならず、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援といった新規サービスに関する情報提供に努めるとともに、大阪府や近隣市町村と連携し、さまざまな機会を通じて3障がい対応の訪問系サービスへの事業者の参入を働きかけていきます。また、身近な地域で展開されている障がい者団体などによるサービスの把握・情報提供に努めます。

2-2 短期入所(ショートステイ)

① サービス概要

家で介護する者が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、サービス量を見込んでいます。

【短期入所（ショートステイ）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	人分/月	2 人分/月	2 人分/月	2 人分/月
知的障がい者	人日分/月	11 人日分/月	11 人日分/月	11 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
精神障がい者	人日分/月	0 人日分/月	11 人日分/月	11 人日分/月
	人分/月	0 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
障がい児	人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月
	人分/月	0 人分/月	0 人分/月	0 人分/月
合計	人日分/月	33 人日分/月	44 人日分/月	44 人日分/月
	人分/月	3 人分/月	4 人分/月	4 人分/月

③ 見込み量確保の方策

今後、精神障がい者の利用要件が緩和され需要が増加することを踏まえ、大阪府と連携しながら、近隣市町村の事業所の利用確保に向けて調整します。

3. 日中活動系サービス

3-1 生活介護

① サービス概要

常時介護を必要とする者に対して、施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、また、生活介護は旧法施設利用者からの移行割合が高く、今後も多くの利用が見込まれるため、平成26年度までの必要サービス量を見込んでいます。

【生活介護】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人日分／月	102 人日分／月	119 人日分／月	136 人日分／月
	人分／月	6 人分／月	7 人分／月	8 人分／月
知的障がい者	人日分／月	255 人日分／月	306 人日分／月	340 人日分／月
	人分／月	15 人分／月	18 人分／月	20 人分／月
精神障がい者	人日分／月	34 人日分／月	34 人日分／月	34 人日分／月
	人分／月	2 人分／月	2 人分／月	2 人分／月
合計	人日分／月	391 人日分／月	459 人日分／月	510 人日分／月
	人分／月	23 人分／月	27 人分／月	30 人分／月

③ 見込み量確保の方策

地域生活への移行が進むとともに、利用者の増加が予想されます。サービス提供事業者との連携を図り、利用ニーズに応じたサービス提供ができるよう、サービス量の確保に努めます。

3-2 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

① サービス概要

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、また、施設入所者や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行による増も見込みます。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人日分/月	24 人日分/月	24 人日分/月	48 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	2 人分/月
知的障がい者	人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月
	人分/月	0 人分/月	0 人分/月	0 人分/月
精神障がい者	人日分/月	48 人日分/月	48 人日分/月	48 人日分/月
	人分/月	2 人分/月	2 人分/月	2 人分/月
合計	人日分/月	72 人日分/月	72 人日分/月	96 人日分/月
	人分/月	3 人分/月	3 人分/月	4 人分/月

③ 見込み量確保の方策

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

3-3 就労移行支援

① サービス概要

一般企業などへの就労を希望する者に対して、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の確保と提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うものです。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、また、施設入所者や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行に増も見込まれる。

【就労移行支援】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	44 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	2 人分/月
知的障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
精神障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
合計	人日分/月	66 人日分/月	66 人日分/月	88 人日分/月
	人分/月	3 人分/月	3 人分/月	4 人分/月

③ 見込み量確保の方策

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

3-4 就労継続支援(A型・B型)

① サービス概要

通常の事業所で働くことが困難な者に、就労や生産活動などの機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 見込み量

就労継続支援 A 型・B 型ともに、過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案して算定し、また A 型は、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれている就労移行 4 人、A 型 4 人、B 型 4 人の計 12 人の三割以上としてサービス量を見込みます。

【就労継続支援（A型）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	44 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	2 人分/月
知的障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
精神障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
合計	人日分/月	66 人日分/月	66 人日分/月	88 人日分/月
	人分/月	3 人分/月	3 人分/月	4 人分/月

【就労継続支援（B型）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	44 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	2 人分/月
知的障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
精神障がい者	人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
合計	人日分/月	66 人日分/月	66 人日分/月	88 人日分/月
	人分/月	3 人分/月	3 人分/月	4 人分/月

③ 見込み量確保の方策

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

3-5 療養介護

① サービス概要

医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うものです。

② 見込み量

過去の実績や、事業者の整備状況から、第2期計画では見込み量を1人で計上していましたが、児童福祉法の一部改正により重症心身障害児施設に入所されている方が、児童福祉法から自立支援法に制度変更があったため平成24年度からの増とします。

【療養介護】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がい者	人	0人	0人	0人
知的障がい者	人	3人	3人	3人
精神障がい者	人	0人	0人	0人
合計	人	3人	3人	3人

4. 居住系サービス

4-1 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

① サービス概要

共同生活援助(グループホーム)では夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護(ケアホーム)では夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 見込み量

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)は、地域生活に移行するうえで生活の場として重要であり、施設退所や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行が進むにつれ利用が見込まれます。

【共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人分/月	0 人分/月	0 人分/月	0 人分/月
知的障がい者	人分/月	5 人分/月	6 人分/月	7 人分/月
精神障がい者	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	2 人分/月
合計	人分/月	6 人分/月	7 人分/月	9 人分/月

③ 見込み量確保の方策

大阪府ならびに近隣市町村とも十分に連携を図りながら、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)が地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知します。

4-2 施設入所支援

① サービス概要

施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 見込み量

今後も利用の増加が予想されるが、地域移行・地域定着支援の推進等の制度との利用により減少を見込んでいます。

【施設入所支援】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
知的障がい者	人分/月	9 人分/月	8 人分/月	7 人分/月
精神障がい者	人分/月	0 人分/月	0 人分/月	0 人分/月
合計	人分/月	10 人分/月	9 人分/月	8 人分/月

③ 見込み量確保の方策

施設入所支援については、入所を必要とする人がサービスを利用できるよう、適正な利用を図るとともに、近隣自治体との広域的な視点も含めたサービス調整に努めます。

4-3 計画相談支援

① サービス概要

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

② 見込み量

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として3年間で計画的に全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとしてサービス量を見込みます。

【相談支援】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人／月	1 人／月	1 人／月	2 人／月
知的障がい者	人／月	4 人／月	4 人／月	5 人／月
精神障がい者	人／月	1 人／月	1 人／月	2 人／月
合計	人／月	6 人／月	6 人／月	9 人／月

③ 見込み量確保の方策

「計画相談支援等」については、平成 24 年 4 月 1 日施行の法改正により対象者の拡大が図られたことにより、利用量の大幅な増加が予測されます。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

4-4 地域移行支援

① サービス概要

障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援を行います。

② 見込み量

施設に入所している方や、入院中の精神障がい者の方の地域移行者数を勘案して、サービス量を設定します。

【地域移行支援】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人分/月	0 人分/月	0 人分/月	0 人分/月
知的障がい者	人分/月	0 人分/月	1 人分/月	1 人分/月
精神障がい者	人分/月	1 人分/月	1 人分/月	2 人分/月
合計	人分/月	1 人分/月	2 人分/月	3 人分/月

③ 見込み量確保の方策

「地域移行支援」については、利用者一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう、大阪府及び関係機関と連携し、実施体制の確保を図ります。

4-5 地域定着支援

① サービス概要

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

② 見込み量

地域に移行された障がい者の方の数を勘案し、今後の見込み量を設定します。

【地域定着支援】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	人分／月	0 人分／月	0 人分／月	0 人分／月
知的障がい者	人分／月	0 人分／月	1 人分／月	1 人分／月
精神障がい者	人分／月	1 人分／月	1 人分／月	2 人分／月
合計	人分／月	1 人分／月	2 人分／月	3 人分／月

③ 見込み量確保の方策

「地域定着支援」については、利用者一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう、大阪府及び関係機関と連携し、実施体制の確保を図ります。



第5章

地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定事業です。障がい者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を行います。

地域生活支援事業の各サービス見込み量は、これまでの本町でのサービス利用実績をもとに、算出しています。

サービス区分	実施事業
必須事業	1. 相談支援事業 2. コミュニケーション支援事業 3. 日常生活用具給付等事業 4. 移動支援事業 5. 地域活動支援センター事業
任意事業	1. 日中一時支援事業 2. 社会参加促進事業 3. 訪問入浴サービス事業

2. 必須事業

2-1 相談支援事業

① サービス概要

相談支援事業は、障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けて関係機関と連絡調整したり、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる者に対し、利用に向け関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。

② 見込み量

障がい者相談支援事業を継続して実施するとともに、地域自立支援協議会の活用、成年後見制度利用支援事業の推進を見込みます。

【相談支援事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
障がい者相談支援事業	箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
地域自立支援協議会	箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業	箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

③ 見込み量確保の方策

南河内南障害者就業・生活支援センターの意見や、今後新たな参入意向を示している事業者の意見等も十分踏まえつつ、これまでに同センターが蓄積してきた相談支援のノウハウや相談支援ネットワークを十分にいかし、相談支援体制の充実・強化を図ります。

平成 21 年度に設置した河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会を活用し、広域的・包括的な相談支援体制を構築するとともに、成年後見制度利用支援事業の実施に努めるなど、地域のさまざまな相談機能をいかしながら、障がい種別に対応できる身近な相談窓口の充実に努めます。

2-2 コミュニケーション支援事業

① サービス概要

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な者について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点字・音訳等支援事業を行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、手話通訳3人分を見込みます。

【コミュニケーション支援事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳	人分／年	3 人分／年	3 人分／年	3 人分／年
要約筆記	人分／年	0 人分／年	0 人分／年	0 人分／年
手話通訳者設置	人分／年	0 人分／年	0 人分／年	0 人分／年

③ 見込み量確保の方策

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要な通訳者等を確保し、関係機関ならびに関係団体等と連携し、その体制の充実・強化を図ります。

2-3 日常生活用具給付等事業

① サービス概要

日常生活を営むのに支障のある障がい者及び障がい児に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、日常生活用具給付等事業の見込み量を算出しています。

【日常生活用具給付等事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	件／年	3 件／年	3 件／年	3 件／年
自立生活支援用具	件／年	2 件／年	2 件／年	2 件／年
在宅療養等支援用具	件／年	3 件／年	3 件／年	3 件／年
情報・意思疎通支援用具	件／年	1 件／年	1 件／年	1 件／年
排せつ管理支援用具	件／年	376 件／年	376 件／年	376 件／年
住宅改修費	件／年	3 件／年	3 件／年	3 件／年

③ 見込み量確保の方策

利用者の負担感やサービスを利用している人の実態を踏まえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人（または、本人及び配偶者）に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

2-4 移動支援事業

① サービス概要

社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、第2期計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

【移動支援事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	時間分/年	2,340 時間分/年	2,574 時間分/年	3,280 時間分/年
	人分/年	10 人分/年	11 人分/年	14 人分/年
知的障がい者	時間分/年	936 時間分/年	1,170 時間分/年	1,404 時間分/年
	人分/年	4 人分/年	5 人分/年	6 人分/年
精神障がい者	時間分/年	234 時間分/年	468 時間分/年	468 時間分/年
	人分/年	1 人分/年	2 人分/年	2 人分/年
障がい児	時間分/年	234 時間分/年	468 時間分/年	468 時間分/年
	人分/年	1 人分/年	2 人分/年	2 人分/年
合計	時間分/年	3,744 時間分/年	4,680 時間分/年	5,620 時間分/年
	人分/年	16 人分/年	20 人分/年	24 人分/年

③ 見込み量確保の方策

利用者の負担感やサービスを利用している人の実態を踏まえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人（または、本人及び配偶者）に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

2-5 地域活動支援センター事業

① サービス概要

地域活動支援センターは、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

② 見込み量

現行の福祉作業所、特別支援学校卒業生等からの利用者を、ニーズとして見込みます。

【地域活動支援センター事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業	箇所／年	2 箇所／年	2 箇所／年	2 箇所／年
	人分／年	11 人分／年	11 人分／年	11 人分／年
I 型	箇所／年	1 箇所／年	1 箇所／年	1 箇所／年
II 型	箇所／年	0 箇所／年	0 箇所／年	0 箇所／年
III 型	箇所／年	1 箇所／年	1 箇所／年	1 箇所／年

③ 見込み量確保の方策

障がい保健福祉圏域において小規模通所授産施設や福祉作業所利用者、特別支援学校通学者の状況等を踏まえ、円滑なサービス提供が行われるように配慮して実施します。

3. 任意事業

3-1 日中一時支援事業

① サービス概要

日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、第2期計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

【日中一時支援事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	利用計画 (人/年)	15 人/年	20 人/年	25 人/年

③ 見込み量確保の方策

利用者の負担感やサービスを利用している人の実態を踏まえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人（または、本人及び配偶者）に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

3-2 社会参加促進事業

① サービス概要

レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を図り、また、点訳、音訳などの方法による情報の提供、自動車運転免許の取得や改造にかかる経費の一部を助成するなどの支援により、社会参加を促進します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、第2期計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

【社会参加促進事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
社会参加促進事業	利用延べ人数	160 人分	200 人分	240 人分

③ 見込み量確保の方策

サービス利用の促進を図るため、関係機関等と連携しながら、サービスの種類や内容に関する情報を提供し、利用者本位のサービスの実施に努めます。

3-3 訪問入浴サービス事業

① サービス概要

重度障がい者（児）の健康を保持するとともに、家族等の身体的・精神的な負担を軽減するため、居宅に訪問し入浴サービスを提供する。

② 見込み量

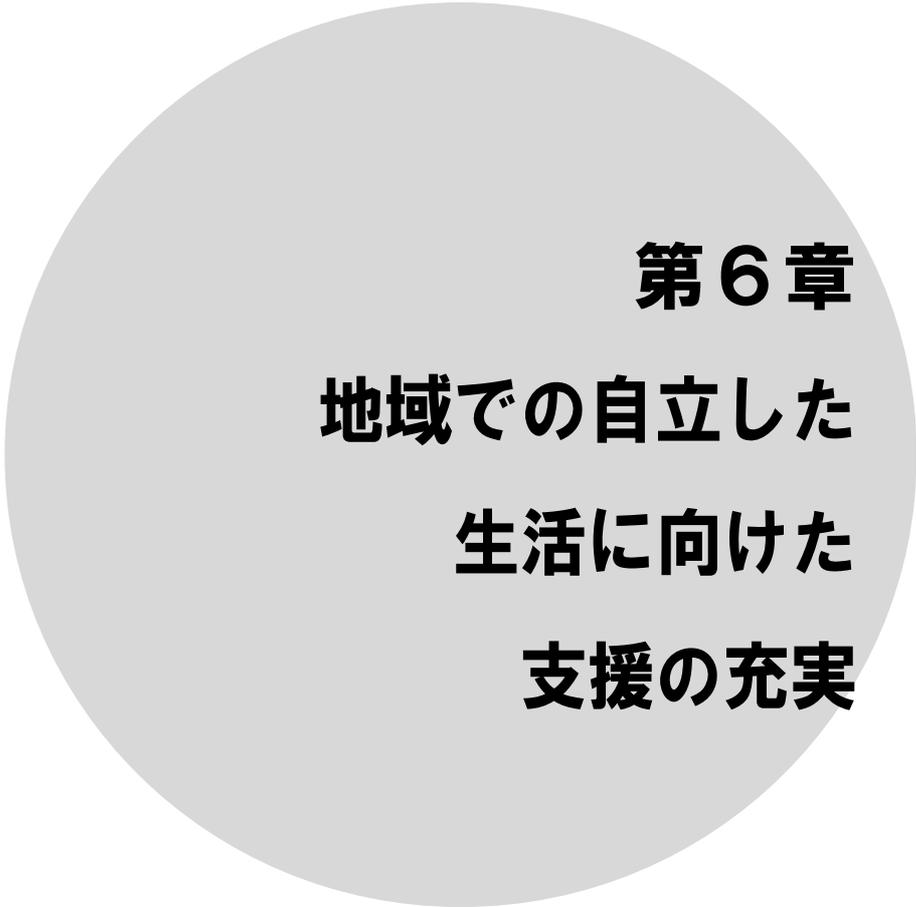
過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、第2期計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

【訪問入浴サービス事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	人数	2 人／年	3 人／年	5 人／年

③ 見込み量確保の方策

サービス利用の促進を図るため、関係機関等と連携しながら、サービスの種類や内容に関する情報を提供し、利用者本位のサービスの実施に努めます。



第6章
地域での自立した
生活に向けた
支援の充実

1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知

障害者自立支援法の施行後6年が経過する中で、自立支援制度は徐々に町民に認知され、浸透しつつあります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには、制度やサービスの内容について、一層の理解を深めていくことが必要となっています。

町では広報紙や町ホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知するなど、制度の普及と一層の定着に努めるとともに、河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会で作成した「障がい者支援ブック」を活用し、相談支援事業の啓発に努めます。

2. サービス基盤の整備と質の確保

2-1 ケアマネジメント体制の強化

委託相談支援事業所では利用者本位の相談拠点として、障がい者ケアマネジメントの手法を活用した相談支援活動の展開に努めています。

今後も利用者の意思を尊重して適切なサービスが提供されるよう、障がい者や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定に努め、ケアマネジメント体制の強化を図ります。

2-2 訪問系サービスの充実

地域での生活を支えていくうえでは、居宅を中心とした、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、居宅サービスの基盤整備を進めることが必要です。

3障がいに対応できる事業者や新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。

2-3 日中活動の場の充実

地域で生活を送るうえでは日中活動の場の確保が必要です。そこで、障がいの状況や年齢などに応じた支援が行えるよう、生活介護や就労継続支援、短期入所（ショートステイ）サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、サービスの充実に努めます。

2-4 人材の育成と資質の向上

サービスの基盤を整備するとともに、サービスの質を上げていくために、人材を育成し、資質の向上を図ります。

① 相談支援専門員の育成と確保

生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員の地域における役割は重要となります。また、相談支援専門員は障がい特性や障がいの生活実態に関する詳細な知識と経験が求められます。そのため、大阪府と連携して相談支援従業者研修への参加を促進し、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

② 手話通訳者・奉仕員の確保

サービス利用や地域活動への参加の促進、コミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者などの確保が必要です。聴覚障がい者等の多様なニーズに的確に対応できる質の高い人材を育成するため、関係団体等との連携を図りながら、手話奉仕員の確保に努めます。

③ 障がい特性を理解した人材の育成

3障がいの一元化や発達障がいを視野に入れたサービス提供が求められていることから、今後、サービス提供にかかわる人材が障がい特性を理解し、適切に対応していけることが重要です。そのため大阪府と連携して、研修や講座等を通じ人材の育成と資質の向上を図り、サービスの質的向上に努めます。

3. 情報提供・相談体制の充実

3-1 情報提供の充実

サービスに関する情報を早く、確実に提供するために、それぞれの障がい種別などに配慮して、点字や大活字、録音テープ、ホームページの活用など、情報提供方法の充実を図ります。

3-2 地域自立支援協議会を通じた相談支援ネットワークの構築

相談支援の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心に、相談支援事業者やサービス提供事業者、教育、企業・就労支援機関等、町民に身近な地域での官民一体となった相談支援ネットワークを構築し、相談支援機能を強化していきます。

また、引き続き大阪府障がい者自立相談支援センターなどの関係機関との連携を図りながら、専門的・技術的支援などに努めます。

3-3 ピアカウンセリングの充実

ピアカウンセリングは、障がい者相談支援事業において不可欠な活動です。

ピアカウンセリングの充実は第2期計画から引き続き、今後も相談支援機関の連携・協力により、障がい者当事者が相談を行う体制を確保し、他の事業者との連携や調整により、人材の確保に努めます。

4. 地域支援体制の整備

4-1 生活の場の確保

障がいのある方が身近な地域で生活していくためには、居宅サービスを充実し、日中活動の場を確保することに加え、生活の場を確保することが大切です。

生活の場を確保するにあたっては大阪府と連携するとともに、地域や事業者から理解を得ながら、グループホームやケアホームの確保に努めます。

4-2 身近な地域における支援体制の充実

障がいのある方が地域で安心して生活していくためには、その家族や公的な支援だけでなく、地域に住む人々の支援が重要です。

本町においては、都市部では薄れてきている地域のつながりがまだまだ残っていません。

だれもが住み慣れた地域で安心して健やかに生活していけるよう、各地区・自治会・民生委員児童委員協議会などとの連携を図り、セーフティネットの構築・活用などにより地域福祉活動の推進に努め、地域の中で見守り、障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域支援体制を充実します。

4-3 交流や教育などを通じた障がいや障がい者への理解の促進

障がいのある方が地域で共に生活していくためには、障がいや障がいのある方への理解を深めていくことが大切です。

そのため、地域での行事やイベントなどにおいては、共に交流する機会をつくり、河南町社会福祉協議会と連携・協力によるボランティア活動への参加など地域福祉活動の促進に努めます。

また、幼少期から福祉意識を育ていけるよう、幼稚園や保育園などにおける障がいのある方との交流や、小中学校における福祉教育を推進し、障がいや障がいのある方への理解を深めていきます。

4-4 地域での住みよい環境づくり

学校等の公共建築施設や道路等、生活環境のユニバーサルデザイン化を進め、だれもが住みよい環境づくりに努めます。

5. 就労支援の充実

5-1 障がい者の雇用の促進

障がいがあっても働く意欲のある限り一般就労を希望することは、自然な流れであり、その道を閉ざすことは避けなければなりません。そして、障がいのある方の就労自立が促進できるよう、技術の習得など企業への理解と啓発を図り支援に努めます。

民間事業所における障がいのある方の雇用拡大については、近隣市町と連携しながら設置している南河内南障害者就業・生活支援センターや大阪労働局等労働行政機関をはじめ、企業、庁内の関係課等との連携を図りながら、雇用に関する相談体制の構築や情報提供の充実に努め、就労の機会を拡大していくための仕組みをつくっていきます。

また、本町でも障がいのある方が働くことに対して不利益を被ることの無いよう整備を進めていきます。

5-2 工賃アップに向けた取り組みの促進

工賃倍増5か年計画や次なる工賃向上計画と連携し、事業所の工賃アップに向けた取り組みを支援するとともに、工賃向上計画について周知を図ります。また、就労の機会の拡大に向けて、公的機関からの官公需の拡大を検討します。

6. 虐待防止への取り組み

地域自立支援協議会などの場の活用により、障がい者団体をはじめ、その他関係団体・機関からなるネットワークを通じて、障がいのある方や児童に対する虐待の防止をはじめ、障がい者虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けたシステムの構築に努めます。また、平成23年6月に成立した障害者虐待防止法を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムを構築します。



第7章

計画の推進体制

1. 庁内における計画の推進

計画を着実に進めていくため、河南町の庁内関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、本計画のサービスの見込み量や目標等の達成状況を点検・評価し、施策の効果的な推進に努めます。

2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある方の地域移行や就労支援などに対応するため、行政だけでなく、町民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら、施策の推進に努めます。

3. 近隣市町村との連携による事業の推進

近隣市町村と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整も図りながら、連携・協力して事業の推進を図ります。

4. 国・大阪府との連携

計画推進にあたっては、今後の障がい福祉制度の改正等に対応できるよう、適時、国・大阪府と連携しながら、障がい者施策の展開に努めます。

また、大阪府と連携し、各種研修会やさまざまな研修事業なども活用しながら、障がい者への相談支援に関する専門職員の指導・育成、配置などに努めます。



資料編

1. 河南町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき、障がい福祉計画を定めるにあたって、さまざまな方面からの意見を反映させ、計画の原案を作成し、実行するため、本町に河南町障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者、障がい者団体の代表者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、計画策定年度の3月31日までとする。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関することを、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

2. 河南町障がい福祉計画（第3期）策定委員名簿

(敬称略)

	選定区分	所属	氏名
1	障がい者団体	河南町身体障害者協会会長	遠藤 勉
2	障がい者団体	河南町手をつなぐ親の会 代表	鴻巣 十二子
3	福祉施設従事者	社会福祉法人マイウェイ福祉の会 草笛の家 理事長	藤田 正士
4	福祉施設従事者	あすかの園園長	吉川 和美
5	福祉施設従事者	地域活動支援センターときわぎ所長	服部 一夫
6	福祉施設従事者	科長の郷 生活支援相談室しなが施設長	大羽 達郎
7	医療・保健関係	富田林医師会会長	森口 英世
8	医療・保健関係	富田林歯科医師会理事	村田 俊弘
9	医療・保健関係	富田林医師会訪問看護ステーション	小路 三千代
10	社会福祉及び公共的団体	河南町社会福祉協議会会長	笥 俊彦
11	社会福祉及び公共的団体	河南町民生委員児童委員協議会会長	廣野 清枝
12	関係行政機関職員	大阪府富田林保健所地域保健課長	辻本 吉秀
13	関係支援機関職員	南河内南障害者就業・生活支援センター センター長	坪倉 浩治
14	学識経験者	大阪千代田短期大学副学長	山本 敏貢
15	町職員	健康福祉部長	炭谷 芳輝

オブザーバー

	関係行政機関職員	大阪府富田林子ども家庭センター地域相談課課長補佐	箱嶋 雄一
--	----------	--------------------------	-------

河南町障がい福祉計画

【第3期】

発行年月：平成24年3月

発行：大阪府 河南町

編集：河南町役場 高齢障がい福祉課

〒585 - 8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

TEL：0721 - 93 - 2500 FAX：0721 - 93 - 4691
